

1 生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成30年度実績)

○ 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

※ 平成30年度就労支援促進計画実績評価速報値

(参考)各事業の参加者数 ※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

※廃止者数は、
就労・増収者数の内数。

	事業概要		事業参加者数 (実人数)	就労・増収者数 (実人数)
①生活保護受給者等就労自立促進事業 ※ ※事業の対象は、生活保護受給者の他、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を含む。この事業による就職者のうち、生活保護受給者の占める割合は約49%	福祉事務所とハローワーク等の間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施する。		59,370人	38,070人 (64.1%)
②被保護者就労支援事業	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方指導などによる就労支援を実施する。		74,565人	26,990人 (36.2%)
③被保護者就労準備支援事業	一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。		8,174人	1,723人 (21.0%)
④その他①～③以外で就労に関する取組を行っているもの	上記の他、各自治体独自の就労支援を行う。		5,275人	1,749人 (33.2%)

※ ①の「事業参加者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③④は社会・援護局調べ (就労支援等の状況調査平成30年度実績速報値)

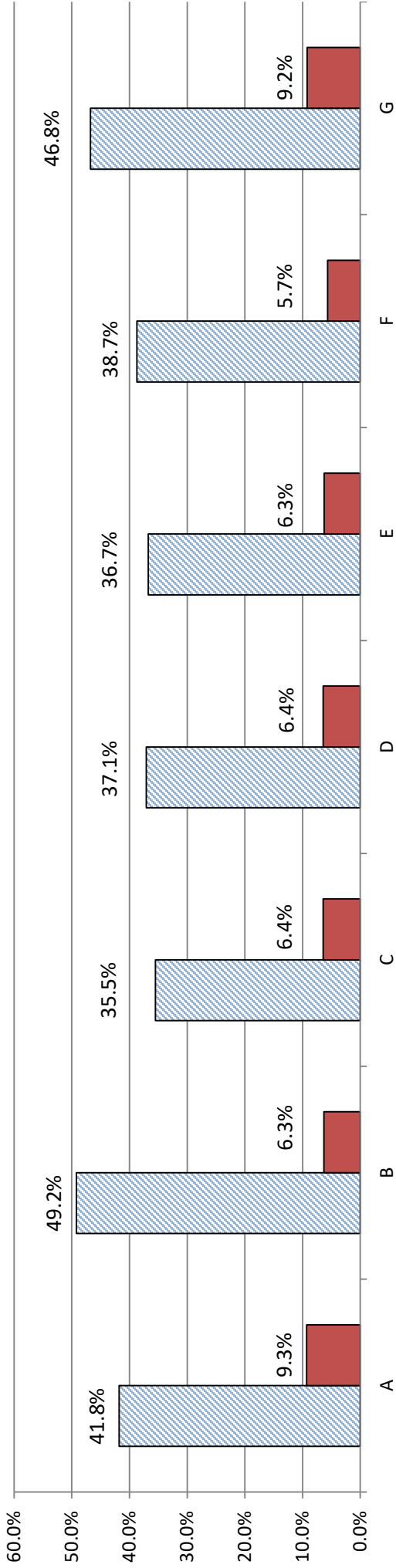
2-1 就労支援の状況(世帯類型別)

- 対象者の65%はその他の世帯に属する稼働年齢層にある者。
- 事業に参加した母子世帯の母は、約半数が就労・増収に結びついている。

	その他の世帯に属する 18歳以上65歳未満の者A	母子世帯の母B	傷病世帯の 世帯主C	障害・傷病世帯に 属する18歳以上65 歳未満の者D	障害世帯の 世帯主E	高齢者F	その他G	合計
事業参加者数（構成割合）	70,063 (65.4%)	13,022 (12.4%)	10,052 (8.5%)	5,103 (4.7%)	4,384 (2.9%)	3,091 (2.1%)	3,328 (4.0%)	109,043 (100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)	29,273	6,409	3,567	1,893	1,610	1,197	1,556	45,505
うち廃止者数	6,509	820	645	327	275	175	307	9,058

就労・増収者割合
廃止者割合

世帯類型別の就労・増収者割合および廃止者割合



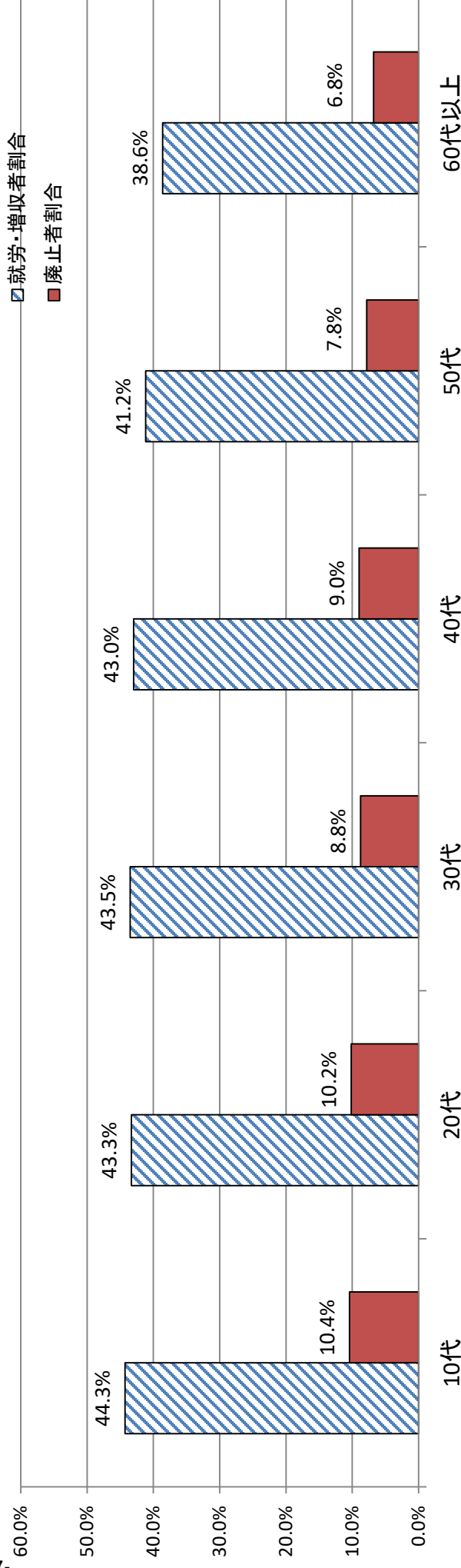
就労支援等の状況調査（平成30年度実績速報値）によるものであり、就労支援促進計画の実績評価とは別の調査であることから、合計は一致しない。

2-2 就労支援の状況(年齢別)

- 対象者の7割以上が40代以上。50代以上でも4割を超えている。
- 若年者である方が、就労・増収者割合ならびに廃止者割合が高い傾向にある。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
事業参加者数（構成割合）	2,165 (2.2%)	9,190 (8.6%)	14,669 (14.4%)	27,757 (26.8%)	35,778 (31.5%)	19,484 (16.5%)	109,043 (100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)	959	3,980	6,380	11,934	14,727	7,525	45,505
うち廃止者数	226	934	1,284	2,489	2,802	1,323	9,058

年齢別の就労・増収者割合および廃止者割合

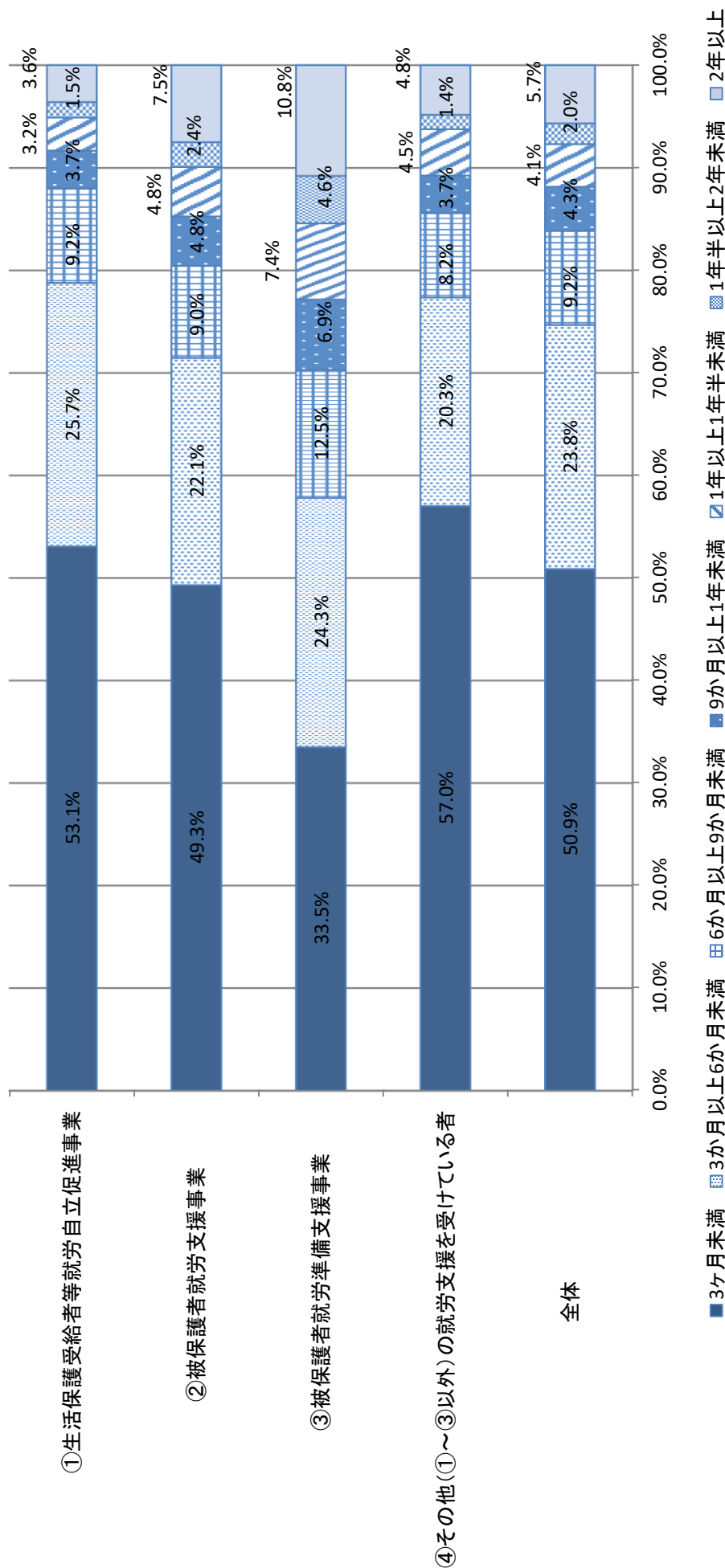


就労支援等の状況調査（平成30年度実績速報値）によるものであり、就労支援促進計画の実績評価とは別の調査であることから、合計は一致しない。

2-4 就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者のうち、約7割が支援開始から6ヶ月未満で就労開始となっている。
- 就労開始まで1年以上かかる者の割合が、全体では11.8%だが、被保護者就労準備支援事業では22.8%と約2倍となっている。

就労支援開始から就労開始までの期間

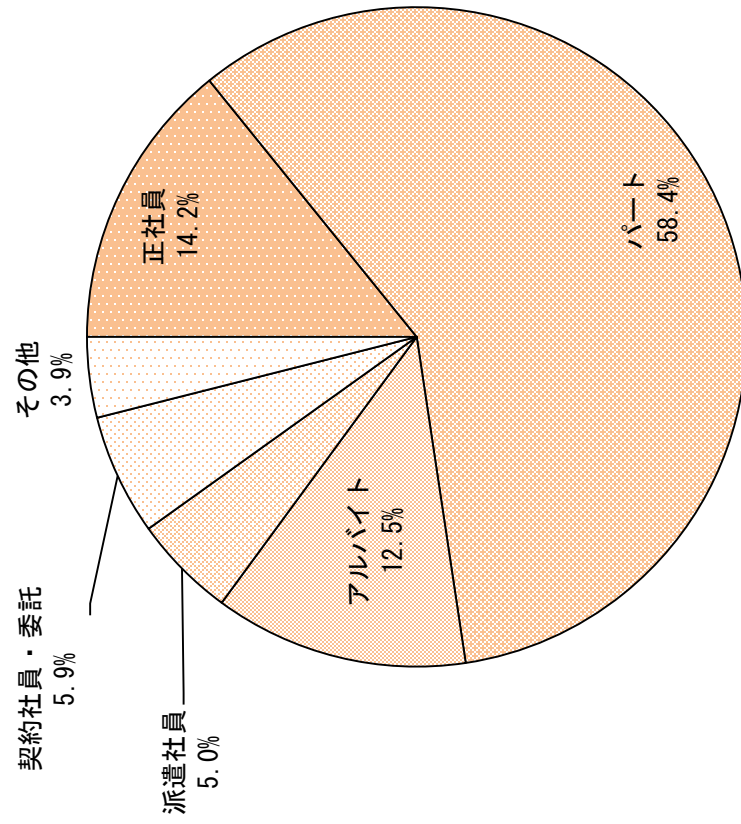


※ 就労開始者を母数として割合を計上

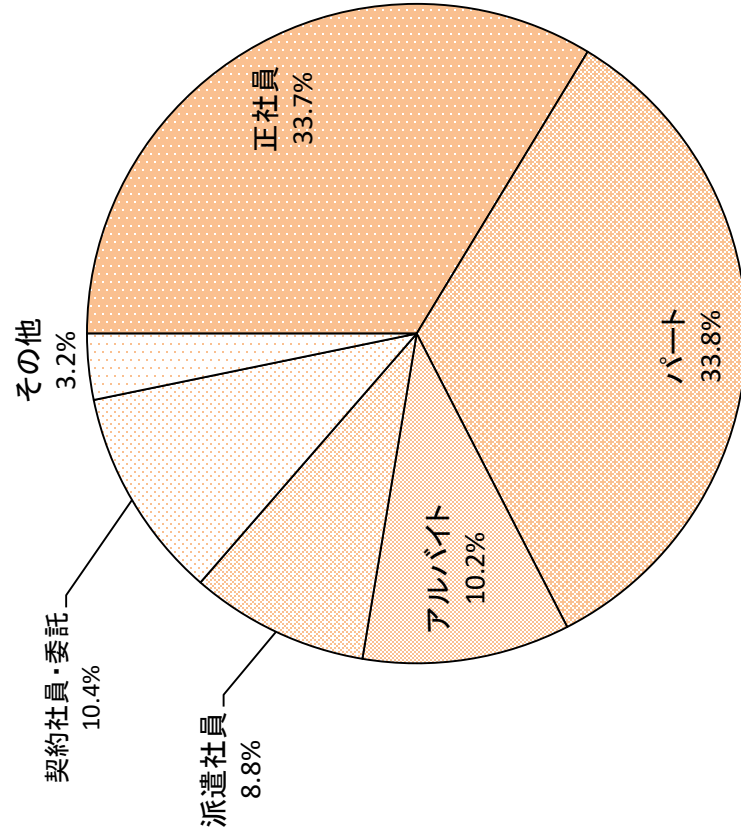
2-5 就労支援の実績(雇用形態)

- 就労・増収者の雇用形態は、正社員が14.2%、その他非正規雇用ではパートが58.4%と最も高い。
- 廃止となった者の雇用形態は、正社員が33.7%、その他非正規雇用ではパートが33.8%と高い割合を占める。

就労・増収者の雇用形態別割合



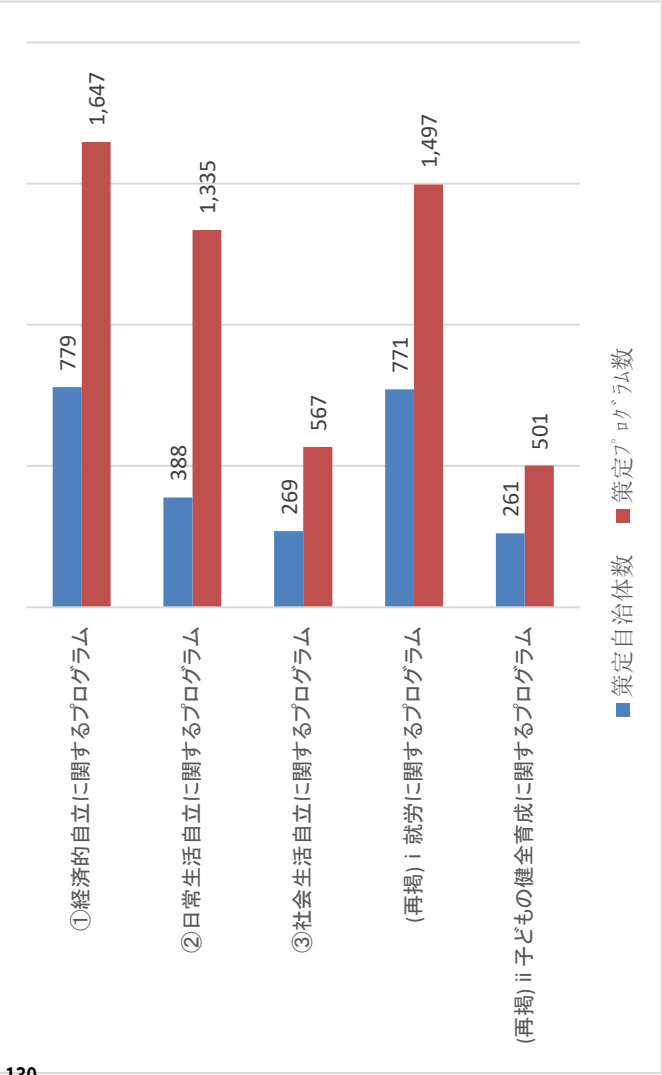
廃止者の雇用形態別割合



3-1 自立支援プログラム策定率(平成30年度実績)

○ 自立支援プログラムは、福祉事務所設置自治体の98.8%（892自治体）で策定され、経済的自立に関するプログラムを策定している自治体が多い。

	策定自治体数 (a)	策定プログラム数	策定率 (a/903)	参加者数 (7)	達成者数 (4)	達成率 (4/7)
①経済的自立に関するプログラム	779	1,647	86.3%	210,543	78,359	37.2%
②日常生活自立に関するプログラム	388	1,335	43.0%	152,101	94,423	62.1%
③社会生活自立に関するプログラム	269	567	29.8%	43,201	30,371	70.3%
(再掲) i 就労に関するプログラム	771	1,497	85.4%	127,494	55,970	43.9%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	261	501	28.9%	30,655	21,080	68.8%



①経済的自立に関するプログラム

「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計

②日常生活自立に関するプログラム

日常生活自立に関するプログラムの合計

③社会生活自立に関するプログラム

社会生活自立に関するプログラムの合計

(再掲) i 就労に関するプログラム

「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、SV・CWのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計

(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム

母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの、(学習支援事業の活用以外で)中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

3-2 自立支援プログラム策定数・実施状況リスト(平成30年度実績)

コード	プログラム内容	プログラム策定数	プログラム実施状況		
		H31年3月末	参加者数 (A)	達成者数 (B)	
(経済的自立に関する個別支援プログラム)					
110	「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して就労支援を行うもの	750	59,370	38,070	
120	「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの	898	83,610	35,789	
130	「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの	272	16,396	7,347	
140	上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの。	77	6,933	3,502	
150	S・V・C・Wのみで就労支援を行うもの	186	15,440	6,707	
160	資格取得に関して支援を行うもの	64	5,115	2,625	
170	年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	103	81,442	21,570	
190	その他の経済的自立に関する自立支援プログラム	47	1,607	819	
(日常生活自立に関する自立支援プログラム)					
210	入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	153	5,186	1,836	
220	入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	63	4,206	1,362	
230	看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	50	5,073	1,910	
240	適切な障害福祉サービスの利用を支援するもの	70	4,662	1,888	
241	生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うもの	84	24,890	8,701	
242	薬局と連携した服薬管理・服薬指導を行うもの	9	4,517	2,344	
243	居宅介護支援計画点検等の充実（適切な介護サービスの利用支援）を行うもの	23	4,842	4,145	
250	在宅高齢者の日常生活を支援するもの	125	26,095	20,280	
260	在宅障害者の日常生活を支援するもの	103	10,390	5,010	
270	母子世帯の日常生活を支援するもの	68	2,245	1,242	
281	多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	274	5,291	1,701	
282	金銭管理の支援を行うもの	96	4,986	4,359	
283	「居宅生活移行支援事業」を活用して行うもの	18	921	501	
284	「社会的な居場所づくり支援事業」を活用して行うもの	13	691	506	
285	「居住の安定確保支援事業」を活用して行うもの	36	3,061	1,712	
286	（居場所づくり事業以外で、）アルコール依存、ギャンブル依存者等の日常生活を支援するもの	24	2,841	1,405	
287	外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	7	382	380	
288	総合的に日常生活を支援するもの	68	33,653	30,507	
290	その他の日常生活自立に関する自立支援プログラム	51	8,169	4,634	
(社会生活自立に関する自立支援プログラム)					
310	ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	62	5,477	3,577	
320	引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	105	6,584	4,075	
330	元ホームレスに対して支援を行うもの	44	3,443	1,887	
340	「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの。	218	13,725	8,987	
350	（学習支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	110	8,101	6,776	
390	その他の社会生活自立に関する自立支援プログラム	28	5,871	5,069	

自立支援プログラム等の取組状況調査（平成30年度実績速報値）

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。

(記入日： 年 月 日)

ハローワークでの円滑な支援のための 生活困窮者の就労準備状況チェックリスト

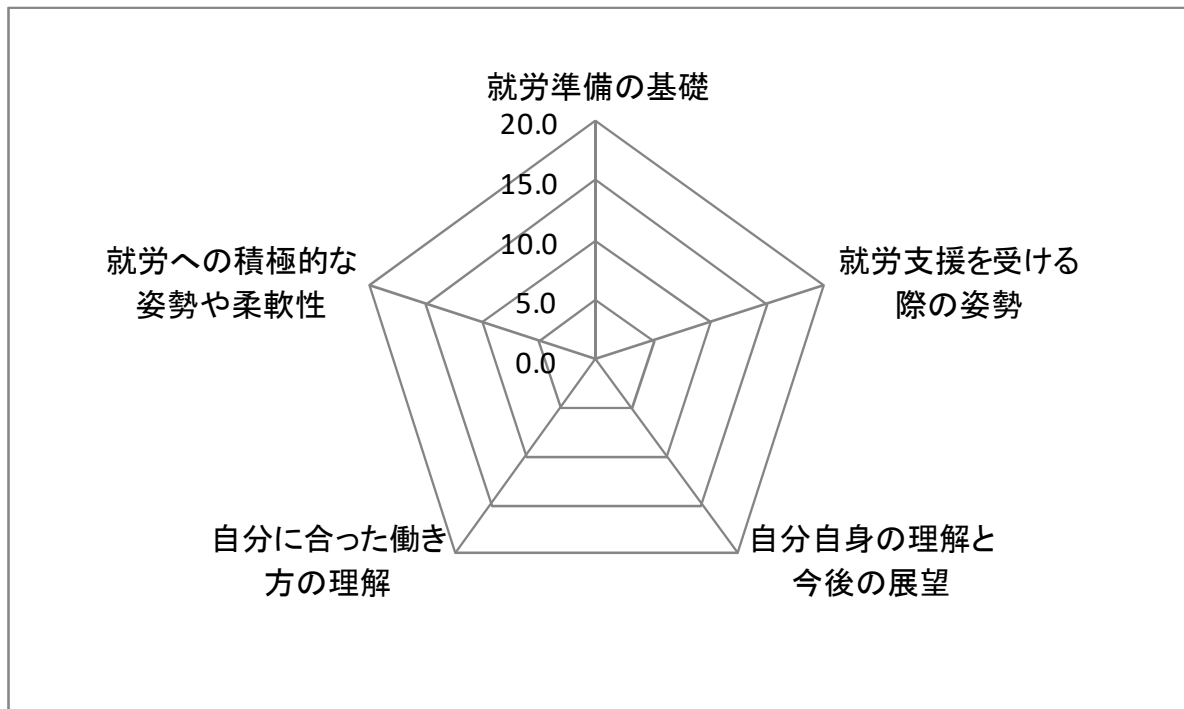
名前			
性別	(男・女)	年齢	歳

- ・以下の1から20の各項目について、支援対象者がどのくらいできるかを判断し、「1. あてはまらない」から「5. あてはまる」の最も近い番号に○をつけてください。
- ・現状では該当する状況が生じていない項目、把握できていない項目であっても、もし項目に該当する状況になった場合、支援対象者はどの程度のことのできるかを判断し、全ての項目について○をつけてください。
- ・なお、項目で用いられている「支援者」とは、福祉事務所等の就労支援員等やハローワークの就職支援ナビゲーターを指します。

あてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	ややあてはまる	あてはまる
---------	------------	-----------	---------	-------

No.	【就労準備の基礎】					
1	支援者と約束した面談の日時を守ることができる	1	2	3	4	5
2	支援者と約束した面談に遅刻したり、欠席する場合、事前に連絡できる	1	2	3	4	5
3	これまでに、どのような仕事をしてきたのか、説明できる	1	2	3	4	5
4	携帯電話を持つなど、求人事業所から連絡を受けるための準備ができる	1	2	3	4	5
	小計	／20点				
【就労支援を受ける際の姿勢】						
5	ハローワークのナビゲーターによる個別支援を受ける必要性を理解できる	1	2	3	4	5
6	支援者との面談で、適切な言葉づかいができる	1	2	3	4	5
7	支援者の助言に、素直に耳を傾けることができる	1	2	3	4	5
8	支援者から紹介された求人を、前向きに検討できる	1	2	3	4	5
	小計	／20点				
【自分自身の理解と今後の展望】						
9	退職や失業の経緯をふり返り、その原因について考えてみるができる	1	2	3	4	5
10	求人の情報から、その求人事業所がどのような職場（仕事内容や職場環境）なのか、想像できる	1	2	3	4	5
11	仕事をすると、どのようなよいこと（健康、経済的自立、社会貢献、生きがい等）があるのか、想像できる	1	2	3	4	5
12	経験や仕事の実績と関連づけて、希望する求人を選択した理由が説明できる	1	2	3	4	5
	小計	／20点				
【自分に合った働き方の理解】						
13	これから、どのような労働条件（賃金、労働時間、勤務地等）で働きたいのか、説明できる	1	2	3	4	5
14	自分の生活環境（介護、育児、通院等）に合った働き方を説明できる	1	2	3	4	5
15	支援者に、働く上で配慮が必要な事項を相談できる	1	2	3	4	5
16	自分の体調や生活のリズムに合わせて、無理なく通える地域で、求人を探すことができる	1	2	3	4	5
	小計	／20点				
【就労への積極的な姿勢や柔軟性】						
17	思い通りにならないことがあっても、前向きに考えることができる	1	2	3	4	5
18	新聞や雑誌の求人広告など、身の回りにある求人情報に注意を向けることができる	1	2	3	4	5
19	目的意識を持って、仕事探しができる	1	2	3	4	5
20	これまでの仕事の経験をふり返り、何ができて何ができないのか、検討できる	1	2	3	4	5
	小計	／20点				
	総計	／100点				

以下のレーダーチャートを用いて、支援対象者の「強み・弱み」を分析してみましょう。



(メモ)

別紙1:対象者の基本情報

以下の項目について、適宜、分かる範囲で記入してください（必ずしも、全ての項目について支援対象者から直接確認をするものではありません）。

生活の状況	生活リズム	問題なし _____ 要改善 _____		就労にあたっての配慮事項	
	金銭管理	問題なし _____ 要改善 _____		確認項目	配慮事項・要対応事項
	家の片づけ	問題なし _____ 要改善 _____		☐ 病気がある	
	備考			☐ 障害がある	
心身の状況	健康状態	安定 _____ 不安定 _____		☐ 母子父子家庭	
	精神状態	安定 _____ 不安定 _____		☐ 家族の介護中	
	医師の診断	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 問題なし ☐ 条件付）		☐ 頻繁に通院中	
		就労条件		☐ 体力不足	
職歴	直近の就労	☐ 就労中 ☐ 就労経験なし ☐ 年 月まで就労（現在無職）		☐ 基礎能力に不安あり	(例) 言語・四則演算等
		主な就労①	主な就労②	☐ 就労活動のための準備不足あり	(例) 住所不定、連絡手段がない
	仕事内容 職種			☐ その他	
	勤務期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで		
	就労形態				
	現在未就労の理由				
資格 スキル				☐ 就労活動のための準備不足あり	(例) 住所不定、連絡手段がない
現在の収入	給与	月（ ）円		☐ その他	
	生活保護	月（ ）円			
	家族の収入	☐ 就労 ☐ 生活保護 ☐ 年金			
	その他 (手当等)				

以下の項目について、適宜、分かる範囲で記入してください（必ずしも、全ての項目について支援対象者から直接確認をするものではありません）。

-135-

◆ おもて ◆

このチェックシートは、従業員に長く勤めてもらうことを目的として、事業主と従業員との間で、職場におけるお互いの課題を理解し合うために用います。従業員の職場での様子を具体的に思い浮かべながら、以下のステップでチェックしてください。うらには、従業員側の課題に対する見方の理解を深めるため、例をいくつか紹介します。

- ステップ 1** ▶ 対象となる従業員の職種（所属する職場）において、それぞれの項目を重視するかどうを確認（「重視する」「どちらともいえない」「重視しない」のいずれかの欄に○）。
- ステップ 2** ▶ 対象となる従業員が、それぞれの項目についてできているかどうかを確認（「できている」「どちらともいえない」「できていない」のいずれかの欄に○）。

職場適応のためのチェックシート 事業所用

記入者			対象者			(従業員番号など)		
(実施日： 年 月 日)			ステップ 1 ▶			ステップ 2 ▶		
項 目			重視しない	どちらともいえない	重視する	できていない	どちらともいえない	できている
1. 遅刻や早退、欠席をする際、前もって職場に報告する								
2. 仕事をする上でのルールを守る								
3. 与えられた仕事は最後までやり終える								
4. ミスが少なく仕事を行う								
5.決められた時間で指示された仕事をする								
6. まわりの人たちとうまく付き合う								
7. まわりや自分、それぞれの役割を理解する								
8. 相手に分かるように自分の意見や気持ちを伝える								
9. タイミングよく報告・連絡・相談する								
10. まわりの人に挨拶をしたり、必要に応じて感謝やお詫びの気持ちを伝える								
11. 分からないことがあればまわりに質問する								
12. まわりの意見やアドバイスに耳を傾ける								

ポイント

- それぞれの項目について、具体的にはどのような場面があるか考えてみましょう。
- チェック欄の青色の箇所にも○が2つある場合（「重視する」あるいは「どちらともいえない」項目の中で、対象となる従業員が「できていない」あるいは「どちらともいえない」ものは、事業所としてどのような工夫ができるか考えてみましょう。
- 対象となる従業員が「できている」項目については、その従業員の強みと考えられます。職場の中でその強みを生かすことを考えてみてよいでしょう。

従業員に対する理解をさらに深めるために、おもて面にあるそれぞれの項目について、「就労支援の専門家（就職支援ナビゲーター）の見方」を紹介します。

1. 遅刻や早退、欠勤をする際、前もって職場に報告する



- ・経験がなく、こんな時どうすればよいかわからないのかも。
- ・携帯電話がなくて連絡できないのかも…
- ・「連絡しなければ」と思っている、一歩がふみだせないのかも…

2. 仕事をする上でのルールを守る



- ・もしかしたら、仕事が難しいのでは？
- ・無意識のうちにどんどん仕事を遠ざけてしまっているのかな。
- ・守らないのではなく、ルールを知らないだけかも…

3. 与えられた仕事は最後までやり終える



- ・やり方が分からないということを表現できないのかも。
- ・一生懸命説明してもらったので、つい「分かりました」と言っちゃったのかな。
- ・事業所が求めている水準と、本人が考えている水準が違っているのかも…

4. ミスが少なく仕事を行う



- ・うっかりミスに業務管理上のミス…ミスといっても色々あるよね。
- ・理解したつもりで仕事をしており、ミスに気付いていないのかも…
- ・覚えてしまえば確実にこなせるが、仕事を覚えるまでに時間がかかる人もいるよね。

5. 決められた時間で指示された仕事をする



- ・業務全体の流れを把握できていないのかも。
- ・作業が遅いということ自体が分からないのかもしれない。
- ・周りにも聞けないのかもしれない。

6. まわりの人たちとうまく付き合う



- ・人とのつながりの中で、自分をコントロールすることが苦手なのかも。
- ・衝突してしまう前に、少し話してすっきりするということができるとよいけど…。
- ・事業所が掲げる目標に向かって進むという経験がこれまでなかったのかな。

7. まわりや自分、それぞれの役割を理解する



- ・仕事の内容や役割を理解できていない可能性はないかな。
- ・役割が分からないというよりも、役割を受け入れられないのかも。
- ・周りとのコミュニケーションがとれないのかも…。

8. 相手に分かるように自分の意見や気持ちを伝える



- ・もしかしたら、「言っても分かってもらえない」と思っているのかも…
- ・自分の意見を一方的に言ってしまうタイプなのかな。
- ・言いたいことをうまく伝えられないタイプなのかも。

9. タイミングよく報告・連絡・相談する



- ・職場の環境によるところもあるかも。
- ・何かあった時に報告・連絡・相談するということを経験したことがないのかもしれない。
- ・自分からは話せないのかもしれない。

10. まわりの人に挨拶をしたり、必要に応じて感謝やお詫びの気持ちを伝える



- ・どのように言えばよいのか、言葉の使い方がわからないのかも。
- ・引っ込み思案な性格なのかな。
- ・これまでは、何も言わないことが普通である環境にいたのかもしれない。

11. 分からないことがあればまわりに質問する



- ・質問したらよいのではないかとこの所まで思い至っていない可能性もあるな。
- ・聞き方自体が分からないのかも。
- ・職場が質問しにくい環境なのかも。

12. まわりの意見やアドバイスに耳を傾ける



- ・本人は改善策を提案したつもりでも、会社には不満として捉えられたのかも…
- ・周りと相談しながら進めるといいよと誰かが言ってあげられればよかったのかも。
- ・自分ひとりで何とかしようという気持ちがあるのでは。

◆ おもて ◆

このチェックシートは、支援対象者に長く勤めてもらうことを目的として、事業主と支援対象者との間で、職場におけるお互いの課題を理解し合うために用います。就労支援の相談の場で、支援対象者に、これまでのことをふり返ってもらい、得意とを感じるのか、苦手とを感じるのか、どちらともいえないのかを項目ごとに確認し、いずれかの欄に○をつけてください。うらには、事業主側の課題に対する見方の理解を深めるため、例をいくつか紹介します。

職場適応のためのチェックシート 就労支援用

記入者		対象者		(求職者番号など)
-----	--	-----	--	-----------

(実施日： 年 月 日)

いつ頃のことを振り返りましたか？ ▶▶ おおよそ（ 月 ）前のこと。

分 野	項 目	得意である	どちらともいえない	苦手である
勤怠管理	1. 遅刻や早退、欠席をする際、前もって職場に報告する			
	2. 仕事をする上でのルールを守る			
仕事ぶり	3. 与えられた仕事は最後までやり終える			
	4. ミスが少なく仕事を行う			
	5. 決められた時間で指示された仕事をする			
人間関係	6. まわりの人たちとうまく付き合う			
	7. まわりや自分、それぞれの役割を理解する			
コミュニケーション	8. 相手に分かるように自分の意見や気持ちを伝える			
	9. タイミングよく報告・連絡・相談する			
	10. まわりの人に挨拶をしたり、必要に応じて感謝やお詫びの気持ちを伝える			
	11. 分からないことがあればまわりに質問する			
	12. まわりの意見やアドバイスに耳を傾ける			

おもて面にあるそれぞれの項目について、事業主がどのように捉えているかを知る上で参考になる「事業主の見方」の一部を紹介します。



1. 遅刻や早退、欠勤をする際、前もって職場に報告する

- ・事前に連絡したり相談したりしてほしいな。
- ・周りの従業員からの評判も悪くなり、職場に居づらくならないかな。
- ・勤務時間など、労働条件を変える必要があれば言ってくれればいいのに…



2. 仕事をする上でのルールを守る

- ・社会人としての最低限のルールは守ってもらいたいな。
- ・ルールが守れないと、従業員同士の信頼関係が築けなくなってしまうかな。
- ・実際に仕事が始まると、「考えていたのと違う」と感じることもあるよね…。



3. 与えられた仕事は最後までやり終える

- ・説明したことがきちんと伝わっていないのかな。
- ・長い目で見ると最後までできるようになるかも。
- ・本人にやる気があるのなら、環境の方を整えてあげないといけな。



4. ミスが少なく仕事を行う

- ・うっかりミスはなくしてほしいな。
- ・過剰な業務量だったかな…なぜミスが起こってしまったのかを考えないと。
- ・本人にやる気があるなら、ミスがあってもなんとか皆で育ててあげたいな。



5. 決められた時間で指示された仕事をする

- ・決められた時間内でやってもらいたいな。
- ・他の従業員がフォローできるような体制を整えるとよいかもしれないな。
- ・別の部署で合う仕事があるかも。



6. まわりの人たちとうまく付き合う

- ・上司の注意の仕方に問題はなかったかな。
- ・うまくやってほしいけれど、性格は変わらないから仕方ない部分もあるな。
- ・1人で行う作業を担当しているから、特に問題ではないな。



7. まわりや自分、それぞれの役割を理解する

- ・人間どうし合う・合わないがあるよね。
- ・従業員同士でカバーしあって業務をこなしてほしいな。
- ・前の職場のやり方を引きずっているのかも。



8. 相手に分かるように自分の意見や気持ちを伝える

- ・結論に至る前に小まめに相談してほしいな。
- ・周りの環境にも問題があったのかも。先輩や上司などが話を聞いてあげられる環境だったかな…
- ・これ以上相談するのは悪いなと遠慮してしまっていたのかな。



9. タイミングよく報告・連絡・相談する

- ・どのような言葉で声を掛ければよいかわかりにくいのかも。
- ・新しく入った職場でタイミングよく報告するのは難しいことだね。
- ・一生懸命やってくれているのだから、周りがサポートしてあげないとな。



10. まわりの人に挨拶をしたり、必要に応じて感謝やお詫びの気持ちを伝える

- ・そういった部分をこれまで習ってこなかったのかもしれないな。・どうしても一歩が踏み出せない人かもしれないな。
- ・お礼をしたりお詫びの気持ちを伝えたりするのは当然のことと思っていたけど…
- ・「正しい」、「普通」といった基準はありそうでないものだよな。



11. 分からないことがあればまわりに質問する

- ・周りに聞いて対応してほしいな。
- ・本人にやる気があるのなら、多少質問ができなくても問題にはしたくないな。
- ・環境によって変わるかもしれないな。



12. まわりの意見やアドバイスに耳を傾ける

- ・意見を言うことが悪いと思わないけれど、最初から自己主張ばかりすると衝突しちゃうよね。
- ・これまでの経験があるからこそ、聞き入れられなかったのかな。
- ・反発されてしまうと気分が悪いという周りの従業員の気持ちもわかるな。

◆ おもて ◆

このチェックシートは、あなたが長く勤めることを目的として、事業主との間で職場における課題を理解し合うために用います。今の職場での自分の様子を具体的に思い浮かべながら、それぞれの項目について「得意である」「どちらともいえない」「苦手である」のいずれかの欄に○をつけてください。うらには、事業主側の課題に対する見方の理解を深めるため、例をいくつか紹介します。

職場適応のためのチェックシート 従業員用

対象者	(実施日： 年 月 日)		
項 目	得意である	どちらともいえない	苦手である
1. 遅刻や早退、欠席をする際、前もって職場に報告する			
2. 仕事をする上でのルールを守る			
3. 与えられた仕事は最後までやり終える			
4. ミスが少なく仕事を行う			
5. 決められた時間で指示された仕事をする			
6. まわりの人たちとうまく付き合う			
7. まわりや自分、それぞれの役割を理解する			
8. 相手に分かるように自分の意見や気持ちを伝える			
9. タイミングよく報告・連絡・相談する			
10. まわりの人に挨拶をしたり、必要に応じて感謝やお詫びの気持ちを伝える			
11. 分からないことがあればまわりに質問する			
12. まわりの意見やアドバイスに耳を傾ける			

ポイント

- それぞれの項目について、具体的にはどのような場面があるか考えてみましょう。
- 「苦手である」ものについては、どのような工夫ができるかハローワーク職員と一緒に考えてみてもよいでしょう。

おもて面にあるそれぞれの項目について、事業主がどのように捉えているかを知る上で参考になる「事業主の見方」の一部を紹介します。



1. 遅刻や早退、欠勤をする際、前もって職場に報告する

- ・事前に連絡したり相談したりしてほしいな。
- ・周りの従業員からの評判も悪くなり、職場に居づらくなならないかな。
- ・勤務時間など、労働条件を変える必要があれば言ってくればいいのに…



2. 仕事をする上でのルールを守る

- ・社会人としての最低限のルールは守ってもらいたいな。
- ・ルールが守れないと、従業員同士の信頼関係が築けなくなってしまうかな。
- ・実際に仕事が始まると、「考えていたのと違う」と感じることもあるよね…。



3. 与えられた仕事は最後までやり終える

- ・説明したことがきちんと伝わっていないのかな。
- ・長い目で見て最後までできるようになるかも。
- ・本人にやる気があるのなら、環境の方を整えてあげないといけないな。



4. ミスが少なく仕事を行う

- ・うっかりミスはなくてほしいな。
- ・過剰な業務量だったかな…なぜミスが起こってしまったのかを考えないと。
- ・本人のやる気があるなら、ミスがあってもなんとか皆で育ててあげたいな。



5. 決められた時間で指示された仕事をする

- ・決められた時間内でやってもらいたいな。
- ・他の従業員がフォローできるような体制を整えるとよいかもかもしれないな。
- ・別の部署で合う仕事があるかも。



6. まわりの人たちとうまく付き合う

- ・上司の注意の仕方に問題はなかったかな。
- ・うまくやってほしいけれど、性格は変わらないから仕方ない部分もあるな。
- ・1人で行う作業を担当しているから、特に問題ではないな。



7. まわりや自分、それぞれの役割を理解する

- ・人間どうし合う・合わないがあるよね。
- ・従業員同士でカバーしあって業務をこなしてほしいな。
- ・前の職場のやり方を引きずっているのかも。



8. 相手に分かるように自分の意見や気持ちを伝える

- ・結論に至る前に小まめに相談してほしいな。
- ・周りの環境にも問題があったのかも。先輩や上司などが話を聞いてあげられる環境だったかな…
- ・これ以上相談するのは悪いなと遠慮してしまっていたのかな。



9. タイミングよく報告・連絡・相談する

- ・どのような言葉で声を掛ければよいかもわかりにくいのかも。
- ・新しく入った職場でタイミングよく報告するのは難しいことだよな。
- ・一生懸命やってくれているのだから、周りがサポートしてあげないとな。



10. まわりの人に挨拶をしたり、必要に応じて感謝やお詫びの気持ちを伝える

- ・そういった部分をこれまで習ってこなかったのかもかもしれないな。・どうしても一歩が踏み出せない人かもしれないな。
- ・お礼をしたりお詫びの気持ちを伝えたりするのは当然のことと思っていたけど…
- ・「正しい」、「普通」といった基準はありそうでないものだよな。



11. 分からないことがあればまわりに質問する

- ・周りに聞いて対応してほしいな。
- ・本人にやる気があるのなら、多少質問ができなくても問題にはしたくないな。
- ・環境によって変わるかもしれないな。



12. まわりの意見やアドバイスに耳を傾ける

- ・意見を言うことが悪いと思わないけれど、最初から自己主張ばかりすると衝突しちゃうよね。
- ・これまでの経験があるからこそ、聞き入れられなかったのかな。
- ・反発されてしまうと気分が悪いという周りの従業員の気持ちもわかるな。

高等教育の修学支援新制度について

令和2年3月5日
生活保護関係全国係長会議

高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

高等教育の修学支援新制度について

(実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
((令和2年度の在学学生 (既入学者も含む) から対象))

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立
	入学金	授業料	入学金 授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円 約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円 約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円 約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円 約59万円

給付型奨学金

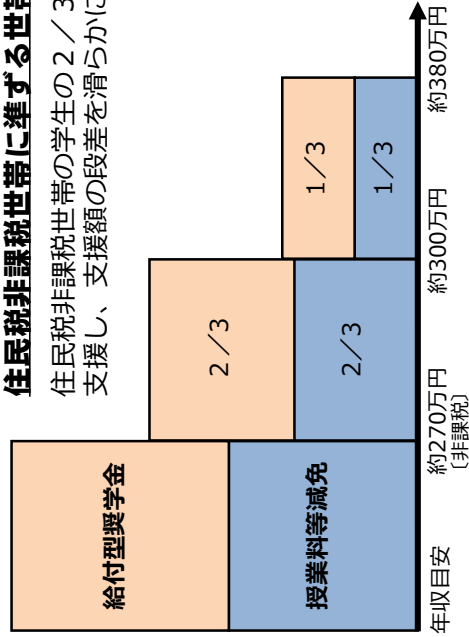
○ 日本学生支援機構が各学生に支給
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を
支援し、支援額の段差を滑らかに



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は
家族構成により異なる)

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

高等教育の修学支援新制度 スケジュール

令和2年											
令和元年											
6～9月											
機関要件の 確認	6/28～ 7/25～ 9/20 確認申請 審査 対象 の公表 機関										
令和2年度分 採用手続	予約採用	①令和2年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象	12/下 候補者 決定通知	1/下 候補者 決定通知(最終)							
		8/9 9/13 申込受付 推薦期限(最終) 申込内容の 確認・審査 推薦期限 採用決定 進学届 申込受付(前期) 採用決定(前期)									
令和3年度分 採用手続	予約採用	③令和3年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象									
		11/1～12/18 申込受付 申込内容の 確認・審査 推薦期限 採用決定 進学届 申込受付(前期) 採用決定(前期)									

※①②の対象者が、予約採用、在学予約採用の
申込をできなかった場合、
進学・進級後に申込を行うことも可能。(在学採用)
在学採用でも、入学金減免を含め、支援額は
予約採用、在学予約採用と同じ。

(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したもの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
(注2) 令和2年度の申込受付、申込内容の確認・審査等の時期は見込である。

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

<昼間制>

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

		給付額		入学金減免 上限額 (一回限り支給)	授業料減免 上限額 (年額)		授業料減免 上限額 (年額)	入学金減免 上限額 (一回限り支給)		
		月額								
		(参考)年額								
大学	国公立	自宅	29,200円	350,400円	282,000円	自宅	29,200円	267,900円		
		自宅外	66,700円	800,400円		自宅外	66,700円			
	私立	自宅	38,300円	459,600円		260,000円	自宅		38,300円	360,000円
		自宅外	75,800円	909,600円			自宅外		75,800円	
短大	国公立	自宅	29,200円	350,400円	169,200円		自宅	29,200円	195,000円	
		自宅外	66,700円	800,400円			自宅外	66,700円		
	私立	自宅	38,300円	459,600円		250,000円	自宅	38,300円		360,000円
		自宅外	75,800円	909,600円			自宅外	75,800円		
高専	国公立	自宅	17,500円	210,000円	84,600円		自宅	17,500円	※現在開講されていない	
		自宅外	34,200円	410,400円			自宅外	34,200円		
	私立	自宅	26,700円	320,400円		130,000円	自宅	26,700円		※現在開講されていない
		自宅外	43,300円	519,600円			自宅外	43,300円		
専門学校	国公立	自宅	29,200円	350,400円	70,000円		自宅	29,200円	83,400円	
		自宅外	66,700円	800,400円			自宅外	66,700円		
	私立	自宅	38,300円	459,600円		160,000円	自宅	38,300円		390,000円
		自宅外	75,800円	909,600円			自宅外	75,800円		

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
(なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。)

授業料減免上限額 (年額)130,000円 入学金減免上限額 (一回限り支給)30,000円 給付額 (年額)51,000円

※ 児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額は以下のとおり。(これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。)

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、 【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

授業料等減免・給付型奨学金の新制度(2020年度～)

～社会的養護を必要とする者・生活保護世帯出身者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

	居住に要する費用の支援が必要でない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
	月額	(参考)年額	月額	(参考)年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

(2) 生活保護世帯の出身者

原則、父母及び本人の所得・資産により判定します。
父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

(社会的養護を必要とする者とは)

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにすること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住者の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

予約採用

高校3年生

申請時期：入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 … 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 … レポート又は面談により学修意欲を確認する。

〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕

在学採用

1年生

申請時期：入学年 4月※

次の①から④までのいずれかに該当すること

① 高校の評定平均値が3.5以上であること

② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること

③ 高卒認定試験の合格者であること

④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日まで確認大学等へ入学した者

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

次の①か②のいずれかに該当すること

① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

② 次のいずれにも該当すること

a. 修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や

目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※ 災害、傷病その他やむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6％－(調整控除の額＋税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

【基準額】第Ⅰ区分 (標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

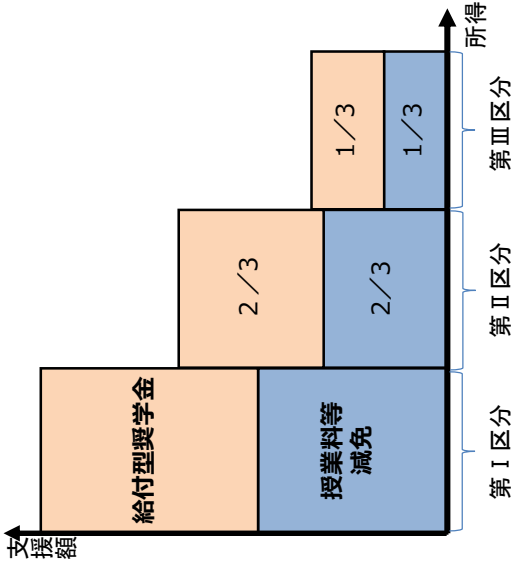
第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収 (例)

		住民税非課税		準ずる世帯	
		第Ⅰ区分 3分の3	第Ⅱ区分 3分の2	第Ⅲ区分 3分の1	
ひとり親世帯(母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円	
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約290万円	～約390万円	～約460万円	
ふたり親世帯(両親が生計維持者)	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円	
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円	
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円	
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約320万円	～約400万円	～約460万円	

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)
※目安年収について、「両親(片働き)」は、配偶者控除対象となっている場合。



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

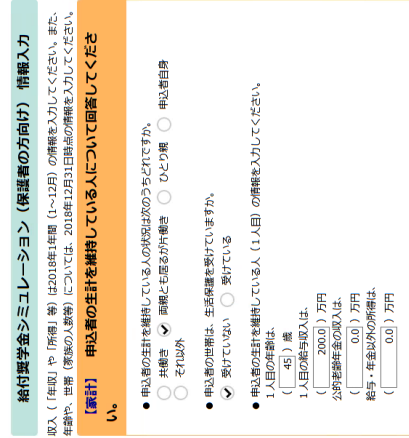
進学資金シミュレーションの概要

<日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

資金シミュレーションのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）



トップ画面

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

入力画面

収入額等に関する情報を入力

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方向け）

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

貸与奨学金シミュレーション

学生生活費シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

新たな修学支援の法律の成立に伴い令和元年5月から公開

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に
応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

世帯からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。



QRコード

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け） 結果表示	
奨学金の支援	
申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者の生計を維持している人として、進学資金について相談してみましょう。	
給付月額	75,800円
参考：支給総額（支援額）（人目）	0円

※シミュレーションの結果表示された支援額は奨学金が不適格なことが見られる場合や、一定以上の収入又は所得があるために支給対象に該当しない場合であっても、当機構の奨学金を利用できることがあります。奨学金シミュレーションもご利用ください。

※シミュレーションの結果はあくまで参考であり、実際に奨学金の申請された際の結果との差額に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※本シミュレーションは、あなただけの個人をもとに算出された結果を基にしています。実際の奨学金に用いる金額は異なる場合があります。また、奨学金の決定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更される可能性があります。

令和2年1月16日現在

学校種	学校数	申請校数	要件確認校数	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	C/A
大学・短期大学	国立	82	82	100.0%
	公立	106	106	100.0%
	私立	897	866	96.5%
	計	1,085	1,054	97.1%
高等専門学校	57	57	57	100.0%
専門学校	2,714	1,697	1,690	62.3%

(注1) 学校数には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(89校)、休校状態(108校)を含まない。

(注2) 令和2年1月16日現在における要件確認を受けた新設大学等(公立大学・短期大学(2校)、私立大学・短期大学(9校)、

私立専門学校(1校))についても、学校数、申請校数、要件確認校数に計上。今後、地方公共団体による追加確認審査があり得る。



文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知(通知)

30文科高第1172号
平成31年3月25日

- 各国私立大学長
各公立短期大学長
各公立高等専門学校長
各道府県知事
各道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
- 殿

文部科学省総合教育政策局長
文部科学省高等教育局長

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について (通知)

このことについては、平成30年2月9日付け29文科高第961号で通知しているところです。このところ、我が国経済は緩やかに回復していますが、一方で、依然として経済的に厳しい状況にある学生等も少なくありません。ついては、下記の高等教育段階における各種経済的支援策について、各都道府県知事においては、所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれは、城内の市町村教育委員会及び所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、国立大学長におかれは、管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれは、所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

記

- 1 経済的理由により修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が大学等奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等には、緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子）の申込みを随時受け付けているほか、各大学等においても既に授業料減免等の支援策を実施されていると承知しています。進級に当たり授業料等の納付が困難な学生等、支援を必要とする学生等やその保護者がこれら支援策を活用できるよう、その具体的内容及び利用方法について、下記3、4や別添資料を御参照の上、学生等やその保護者への周知を図るよう、よろしくお願いします。
- 2 入学科等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図り、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の活用について周知を図るなど、きめ細やかな配慮をお願いします。

大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度		(令和元年9月現在)	
生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）		国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可	350万円以内（学生一人あたり）	
	②就学支度費 50万円以内	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）	
	対象	利息	
	保証人	備考	
	利息	問合せ先	
据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後		年1.71%（固定金利）	
お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html		日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html	
無利子		労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資	
据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後		入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。	
お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html		日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方	
無利子		利息	
据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後		年1.71%程度（固定金利） ※2019年9月19日現在	
お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html		備考	
無利子		問合せ先	
据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後		・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別贈与貸与奨学金により一括返済する。	
お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html		労働金庫 https://all.rokin.or.jp/	
無利子		※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。	

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、昨年6月に受付を開始した予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和2年春（4月以降）に予約採用の申込みが始まります。〔令和3年度進学希望者〕

令和2年度の予約採用（進学前の採用）は、春（4月以降）から始まります。昨年よりも申し込み時期が早くなりますので、ご注意ください。（申込書類は、3月以降に各高校等に配布予定です。）

※ 令和2年4月に進学予定の生徒で、今年度を実施した予約採用に申し込みなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等ですっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。また、昨年の予約採用において配布したリーフレット「学びたい気持ちを応援します」の更新版も4月に配布する予定です。ご活用ください。

文部科学省 特設ホームページ

「学びたい気持ちを応援します」
（制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

「給付奨学金シミュレーション」
（自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）



お金の心配なく学びたい生徒のみなさんへ



2020年4月から新制度がスタート!

- 対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
- 支援内容** 大学・短大・高専(4～5年)・専門学校の
授業料・入学金の **免除/減額** + **給付型奨学金の支給**
- 申請期間** 2020年4月以降(学校ごとに異なります)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打ち切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月～金, 9:00～20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各大学の学生課や奨学金窓口に相談してみよう。

社会的養護・社会福祉関係者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファインアンシヤル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 社会福祉団体等主催の進学のための教育資金の説明会や児童養護施設等での進学を希望する在学者向け行事において、大学等の進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

(実施までの流れ)

- ・ 開催日程を決めて、会場の用意、受講者の募集をしてください。
- ・ 開催予定の1ヶ月前までに、日本学生支援機構ホームページのガイダンス申込フォームより申込みを行ってください。
- ・ 日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・ 配布資料は印刷して送付します。派遣料も無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容	
①全体説明 (50～90分程度)	内容
・ 大学等への進学のための資金計画の説明	希望がある場合)
・ 奨学金事業の概略の説明 など	
②個別相談 (30～90分程度)	希望がある場合)
・ 資金計画の作成への助言 など	

※奨学金申込みの事務手続きに係る説明については、ガイダンスの内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※全体説明は基本50分からの開催ですが、30分から開催可能です。ただし、全体説明50分未満で開催の場合は、個別相談は実施できません。

申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。

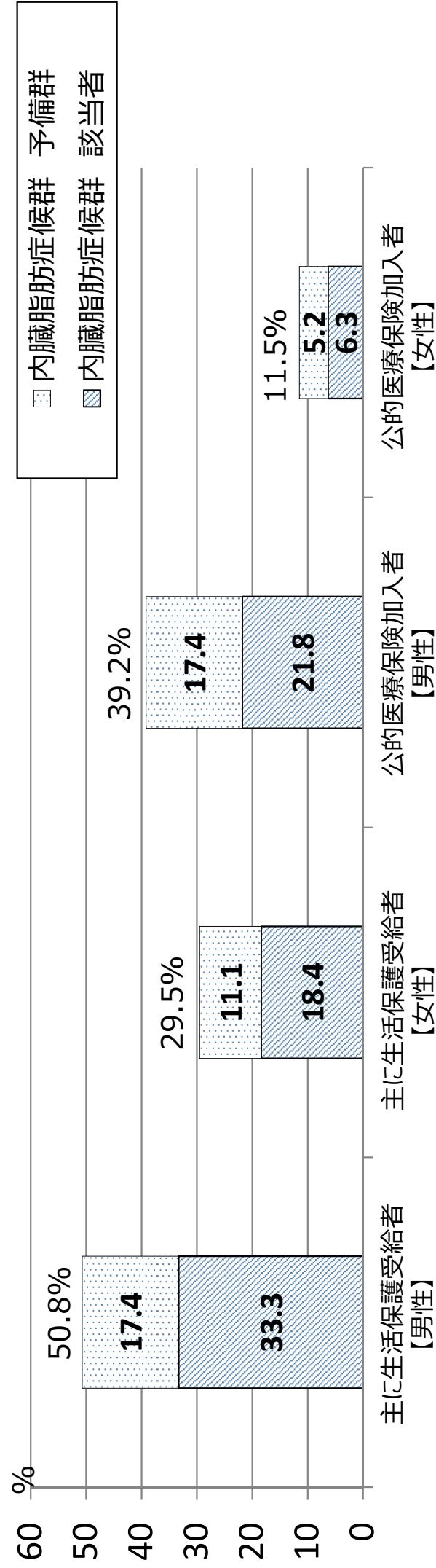
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>



独立行政法人
日本学生支援機構
JASO Japan Student Services Organization

被保護者の健診受診状況および健診結果

- 被保護者の健診受診率は、特定健診の受診率と比較して低い。
 - ・ 健康増進法に基づく健康診査の結果（主に被保護者の健診受診率） 7.3%
 - ・ 特定健診の受診率：53.1%
- 被保護者の健診受診者における内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合は、公的医療保険加入者よりも高い。



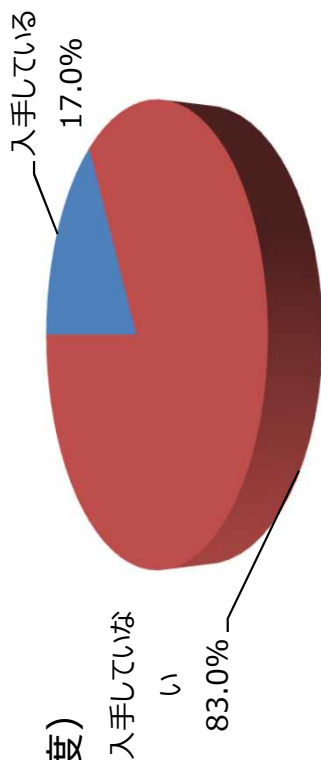
出典：平成29年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（概要）
 平成28年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ
 及び平成29年度地域保健・健康増進事業報告より保護課にて作成

福祉事務所による被保護者の健診受診状況等の把握に関する現状

○ 福祉事務所設置自治体に対し、平成27年度、調査を行った結果は下記の通りであった。

● 福祉事務所における健康診査結果の取得率（平成27年度）

・入手している	<u>17%</u>	<u>(136自治体)</u>
・入手していない	<u>83%</u>	<u>(675自治体)</u>



○ 平成30年度の状況においても、7割の福祉事務所は健診関連データを入手できていない（アンケート調査結果より）。

● 福祉事務所における、健康診査の受診情報（受診した/しない）や、要医療や要保健指導等の結果、詳細な検査結果（腹囲や血液検査等の結果）の取得状況（平成30年度）

① 受診情報（受診した/しない）のみ取得

<u>5.7%</u>	<u>(41自治体)</u>
-------------	----------------

② 結果（要医療機関受診や要保健指導か否か）まで取得

<u>5.0%</u>	<u>(36自治体)</u>
-------------	----------------

③ 詳細な結果（腹囲や血液検査等の結果）まで取得

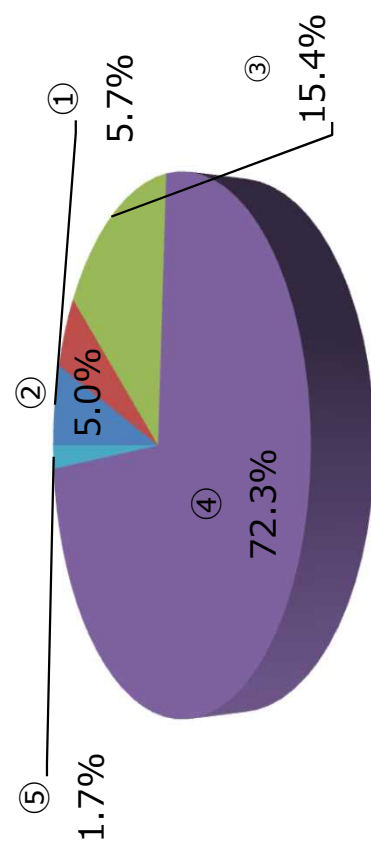
<u>15.4%</u>	<u>(111自治体)</u>
--------------	-----------------

④ 取得していない

<u>72.3%</u>	<u>(522自治体)</u>
--------------	-----------------

⑤ 健診が実施されていない

<u>1.7%</u>	<u>(12自治体)</u>
-------------	----------------



被保護者健康管理支援事業の実施に向けた準備について

令和3年1月の被保護者健康管理支援事業の実施に向け、自治体及び国における準備は以下のとおり。

平成30年度

- 生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するWG開催
- 6月 改正生活保護法が成立
- 10月 「被保護者健康管理支援事業の手引き」策定
- 各自治体において試行事業を実施

令和元年度

- 自治体において試行事業・準備事業を実施
(主な事業) ・レポート管理システムの改修
 - ・データの収集・分析
 - ・同行支援員や非常勤保健師等の雇用による事業計画の策定や支援の実施
- 試行事業の実施状況、各方面の意見等を踏まえ、手引きの改定
- 令和2年3月 担当者会議を開催

令和2年度

- ～12月 引き続き各自治体において試行事業・準備事業を実施
- 必要に応じて手引きの改訂を検討
- 国による周知、研修活動
- 国により全国データの地域差分分析を開始
- 1月 被保護者健康管理支援事業 施行

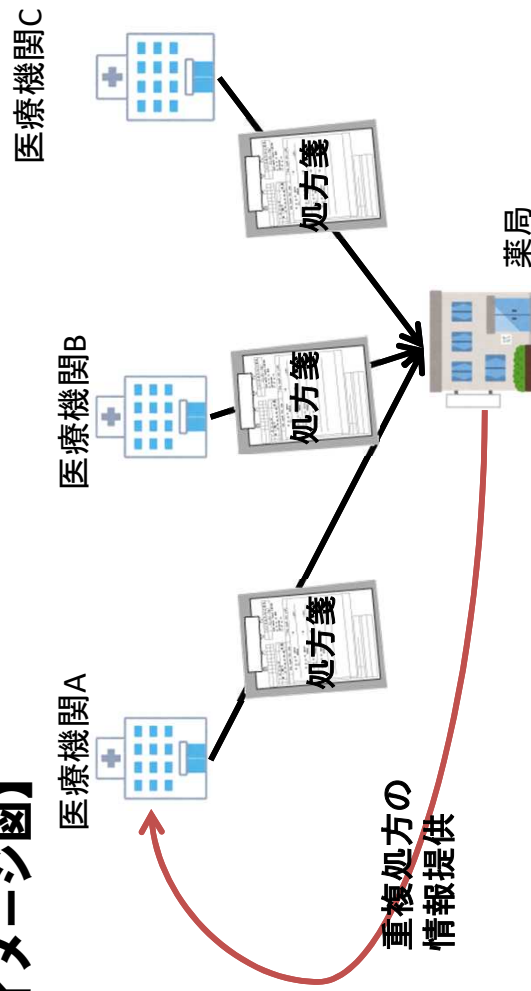
【趣旨】

- 平成29年度より、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う事業を実施。
- 令和元年度より、生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、1冊に限定したお薬手帳を持参すること、併用禁忌薬の処方防止や薬局における重複処方の確認を行うモデル事業を実施。
- こうした取組みにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。

【薬局を一箇所にする事業の実施方法】

- ① 受給者の希望も参考として、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所は、重複処方等が確認された者に対して適正受診指導を行う。

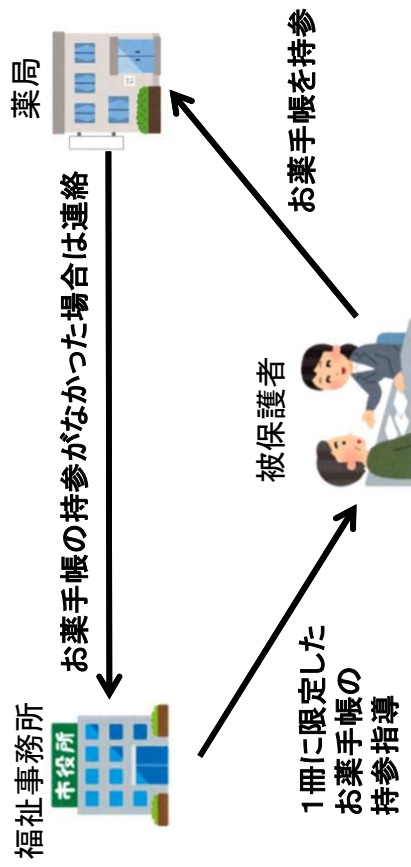
【イメージ図】



【お薬手帳を活用した事業の実施方法】

- ① 福祉事務所は、受給者に対して、1冊に限定したお薬手帳を持参するよう指導
- ② 薬局において、こうしたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡
- ③ 福祉事務所は、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対して、持参するよう指導。重複調剤が確認された者に対しては適正受診指導を行う。

【イメージ図】



(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A	医療扶助費 総 額	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合
		総 数 B	入 院		入院外					
			精神 (再掲)	人	精神 (再掲)	人				
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4	
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0	
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5	
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0	
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0	
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2	
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1	
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4	
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8	
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9	
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2	
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6	
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.9	
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	1,158,558	38,920	80.5	13,393	49.6	
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	1,280,636	42,561	79.8	14,515	48.3	
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	1,423,857	47,132	79.6	15,701	47.2	
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	1,527,731	52,385	80.2	16,432	46.9	
平成24年度	2,135,708	1,716,158	110,543	126,595	1,589,563	56,152	80.4	16,759	46.5	
平成25年度	2,161,612	1,745,615	113,339	123,648	1,621,967	60,234	80.8	17,077	47.0	
平成26年度	2,165,895	1,763,406	114,765	118,136	1,645,270	63,783	81.4	17,240	46.9	
平成27年度	2,163,685	1,775,997	116,729	116,279	1,659,718	67,371	82.1	17,785	48.1	
平成28年度	2,145,438	1,769,544	117,939	113,974	1,655,570	69,512	82.5	17,622	48.0	
平成29年度	2,124,631	1,765,043	118,253	112,463	1,652,580	70,758	83.1	17,810	48.6	

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2 071 747	1 744 233	111 056	1 633 177
北 海 道	61 736	55 304	5 368	49 936
青 森 県	16 599	14 599	714	13 885
岩 手 県	8 397	7 280	686	6 594
宮 城 県	11 100	9 076	596	8 480
秋 田 県	8 782	7 421	442	6 979
山 形 県	5 767	4 879	387	4 492
福 島 県	6 715	5 578	482	5 096
茨 城 県	28 240	23 085	2 035	21 050
栃 木 県	11 922	10 110	826	9 284
群 馬 県	7 386	6 489	388	6 101
埼 玉 県	57 253	46 859	3 324	43 535
千 葉 県	52 072	44 217	2 956	41 261
東 京 都	275 636	232 662	14 750	217 912
神 奈 川 県	34 959	28 940	1 646	27 294
新 潟 県	8 905	6 977	460	6 517
富 山 県	1 630	1 256	137	1 119
石 川 県	2 980	2 450	225	2 225
福 井 県	1 634	1 367	126	1 241
山 梨 県	4 146	3 268	324	2 944
長 野 県	7 752	6 385	468	5 917
岐 阜 県	5 335	4 432	352	4 080
静 岡 県	14 956	12 353	935	11 418
愛 知 県	22 394	18 521	1 277	17 244
三 重 県	15 692	12 804	947	11 857
滋 賀 県	7 056	6 153	452	5 701
京 都 府	13 938	11 766	652	11 114
大 阪 府	59 351	51 901	2 793	49 108
兵 庫 県	18 097	15 603	1 122	14 481
奈 良 県	12 268	10 583	618	9 965
和 歌 山 県	5 851	5 190	348	4 842
鳥 取 県	3 990	3 322	190	3 132
島 根 県	2 966	2 465	184	2 281
岡 山 県	4 528	3 892	329	3 563
広 島 県	7 408	6 302	575	5 727
山 口 県	10 455	8 982	805	8 177
徳 島 県	13 036	11 477	961	10 516
香 川 県	4 163	3 586	340	3 246
愛 媛 県	9 224	8 320	686	7 634
高 知 県	7 154	6 342	627	5 715
福 岡 県	50 927	45 247	3 502	41 745
佐 賀 県	7 875	7 100	624	6 476
長 崎 県	10 240	8 596	749	7 847
熊 本 県	9 475	7 822	712	7 110
大 分 県	11 183	9 908	1 084	8 824
宮 崎 県	9 181	7 797	755	7 042
鹿 児 島 県	15 129	12 786	1 629	11 157
沖 縄 県	24 911	20 450	1 844	18 606

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
指定都市（別掲）				
札幌市	71 747	61 534	3 821	57 713
仙台市	18 317	15 607	559	15 048
さいたま市	19 699	17 837	721	17 116
千葉市	20 957	15 211	551	14 660
横浜市	68 990	63 050	3 160	59 890
川崎市	30 227	24 669	1 097	23 572
相模原市	13 798	12 344	500	11 844
新潟市	11 895	9 572	650	8 922
静岡市	9 228	6 736	295	6 441
浜松市	7 142	5 464	210	5 254
名古屋市	47 445	35 916	1 881	34 035
京都市	42 741	32 955	2 005	30 950
大阪市	136 254	113 091	4 798	108 293
堺市	25 248	21 484	1 346	20 138
神戸市	44 983	37 520	1 671	35 849
岡山市	13 048	11 751	615	11 136
広島市	24 339	17 858	649	17 209
北九州市	22 941	20 614	2 041	18 573
福岡市	42 913	36 541	2 026	34 515
熊本市	15 122	11 957	900	11 057
中核市（別掲）				
旭川市	12 429	10 987	603	10 384
函館市	11 671	10 317	637	9 680
青森市	8 417	7 400	419	6 981
八戸市	4 340	4 067	398	3 669
盛岡市	4 689	4 232	243	3 989
秋田市	5 394	4 662	392	4 270
山形市	2 166	2 018	130	1 888
郡山市	3 317	3 058	230	2 828
いわき市	4 356	3 829	410	3 419
福島市	3 094	2 260	115	2 145
宇都宮市	8 392	7 063	466	6 597
前橋市	4 101	3 675	150	3 525
高崎市	3 501	3 116	162	2 954
川越市	4 383	3 155	227	2 928
越谷市	4 312	4 002	141	3 861
川口市	11 567	8 430	349	8 081
船橋市	9 126	7 170	335	6 835
柏市	4 730	4 059	212	3 847
八王子市	9 401	6 778	600	6 178
横須賀市	5 183	4 443	170	4 273
富山市	2 084	1 701	168	1 533
金沢市	4 123	3 481	295	3 186
福井市	2 551	2 008	139	1 869
甲府市	2 855	2 016	135	1 881
長野市	3 342	2 190	260	1 930
岐阜市	6 351	5 341	206	5 135
豊橋市	2 033	1 751	138	1 613
豊田市	2 330	1 820	149	1 671
岡崎市	2 005	1 432	78	1 354
大津市	3 944	3 514	189	3 325
高槻市	5 899	5 054	254	4 800
東大阪市	18 364	14 559	552	14 007
豊中市	9 891	8 352	472	7 880
枚方市	7 684	5 675	237	5 438
八尾市	7 810	7 015	247	6 768
寝屋川市	7 274	6 697	341	6 356
姫路市	8 404	6 933	423	6 510
西宮市	7 861	6 769	334	6 435
尼崎市	17 779	16 071	798	15 273
明石市	5 177	3 945	299	3 646
奈良市	7 318	5 644	205	5 439
和歌山市	9 120	7 500	346	7 154
鳥取市	2 966	2 225	94	2 131
松江市	2 691	1 992	104	1 888
倉敷市	7 128	6 341	392	5 949
福山市	6 219	5 240	220	5 020
呉市	3 544	3 137	253	2 884
下関市	4 010	3 378	254	3 124
高松市	6 202	5 671	373	5 298
松山市	11 767	10 236	490	9 746
高知市	11 475	9 745	632	9 113
久留米市	6 531	5 919	384	5 535
長崎市	12 438	9 952	705	9 247
佐世保市	5 203	4 571	467	4 104
大分市	8 561	7 318	628	6 690
宮崎市	8 666	7 643	371	7 272
鹿児島市	15 133	13 909	1 190	12 719
那覇市	13 017	9 154	917	8 237

資料：被保護者調査（令和元年11月分速報値）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(※) 数値は一部精査中

(平成30年度)

区 分	① 書へた患者数 （入院百数十 日を超え 類検討総数）	② ①調整を行 った主治医 等と意見	③ る入院した 者の結果の 必要医療が ないよ	④ ③ の うち 措 置 状 況							② ／ ①の割 合	③ ／ ②の割 合	⑤ ／ ③の割 合
				退 院 又 は 移 替 え 等						⑤ ③患者数 のうち未 措置の			
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他				
					居宅保 護	施設入 所	核感に染 症予防法 （結	精福祉保 健					
北 海 道	2,620	855	20	14	7	6	0	0	1	6	32.6	2.3	30.0
青 森 県	266	191	14	9	1	6	0	0	2	5	71.8	7.3	35.7
岩 手 県	256	210	22	5	1	2	0	0	2	17	82.0	10.5	77.3
宮 城 県	269	222	9	4	1	2	0	0	1	5	82.5	4.1	55.6
秋 田 県	315	242	5	5	0	3	0	0	2	0	76.8	2.1	0.0
山 形 県	185	84	9	9	3	4	0	0	2	0	45.4	10.7	0.0
福 島 県	193	145	49	35	2	21	0	0	12	14	75.1	33.8	28.6
茨 城 県	974	858	126	22	2	10	0	0	10	104	88.1	14.7	82.5
栃 木 県	513	281	2	0	0	0	0	0	0	2	54.8	0.7	100.0
群 馬 県	270	27	1	1	0	1	0	0	0	0	10.0	3.7	0.0
埼 玉 県	1,308	641	37	25	19	5	0	0	1	12	49.0	5.8	32.4
千 葉 県	1,342	731	124	30	8	21	0	0	1	94	54.5	17.0	75.8
東 京 都	6,704	2,680	654	590	117	256	0	11	206	64	40.0	24.4	9.8
神 奈 川 県	952	636	109	71	27	38	0	1	5	38	66.8	17.1	34.9
新 潟 県	177	105	12	11	2	6	0	0	3	1	59.3	11.4	8.3
富 山 県	80	63	21	4	0	1	0	0	3	17	78.8	33.3	81.0
石 川 県	131	59	2	1	0	1	0	0	0	1	45.0	3.4	50.0
福 井 県	112	87	14	4	1	2	0	0	1	10	77.7	16.1	71.4
山 梨 県	230	68	16	16	6	5	0	1	4	0	29.6	23.5	0.0
長 野 県	141	112	26	14	1	8	0	0	5	12	79.4	23.2	46.2
岐 阜 県	167	90	8	7	4	3	0	0	0	1	53.9	8.9	12.5
静 岡 県	447	224	8	2	0	1	0	0	1	6	50.1	3.6	75.0
愛 知 県	489	108	19	8	3	5	0	0	0	11	22.1	17.6	57.9
三 重 県	555	298	10	9	1	8	0	0	0	1	53.7	3.4	10.0
滋 賀 県	144	51	4	0	0	0	0	0	0	4	35.4	7.8	100.0
京 都 府	333	143	8	8	2	6	0	0	0	0	42.9	5.6	0.0
大 阪 府	1,616	562	98	71	22	22	0	1	26	27	34.8	17.4	27.6
兵 庫 県	721	715	154	129	25	41	0	0	63	25	99.2	21.5	16.2
奈 良 県	314	114	71	56	15	15	5	5	16	15	36.3	62.3	21.1
和 歌 山 県	161	101	6	5	3	1	0	0	1	1	62.7	5.9	16.7
鳥 取 県	62	39	9	5	1	2	0	0	2	4	62.9	23.1	44.4
島 根 県	94	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11.7	0.0	-
岡 山 県	183	80	3	1	0	0	0	0	1	2	43.7	3.8	66.7
広 島 県	346	345	6	6	2	4	0	0	0	0	99.7	1.7	0.0
山 口 県	533	158	20	14	3	11	0	0	0	6	29.6	12.7	30.0
徳 島 県	613	249	14	12	6	4	0	0	2	2	40.6	5.6	14.3
香 川 県	200	134	4	4	1	3	0	0	0	0	67.0	3.0	0.0
愛 媛 県	282	203	24	5	1	3	0	0	1	19	72.0	11.8	79.2
高 知 県	328	121	2	0	0	0	0	0	0	2	36.9	1.7	100.0
福 岡 県	1,997	1,458	210	117	43	55	0	0	19	93	73.0	14.4	44.3
佐 賀 県	455	229	74	61	17	36	0	0	8	13	50.3	32.3	17.6
長 崎 県	481	333	48	32	3	7	0	0	22	16	69.2	14.4	33.3
熊 本 県	537	412	47	36	6	10	0	0	20	11	76.7	11.4	23.4
大 分 県	534	213	4	4	0	3	0	0	1	0	39.9	1.9	0.0
宮 崎 県	410	189	22	16	3	8	0	0	5	6	46.1	11.6	27.3
鹿 児 島 県	908	645	58	39	15	24	0	0	0	19	71.0	9.0	32.8
沖 縄 県	832	449	124	90	20	30	0	1	39	34	54.0	27.6	27.4

区 分	① 書へた 類入患者 数 百数十 日を超え	② 調整 のうち 主治医等 と意見	③ るさ の入れ 結院た 者果 医必 要 扶 助に い よ	④ ③のうち措置状況								② ／ ①の 割合	③ ／ ②の 割合	⑤ ／ ③の 割合
				退 院 又 は 移 替 え 等						⑤ 患者 数 うち 未 措 置 の				
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他					
					居 宅 保 護	施 設 入 所	核 感 に 染 症 予 防 法 （結	精 神 社 保 健						
札幌市	1,489	93	0	0	0	0	0	0	0	0	6.2	0.0	－	
仙台市	220	152	2	2	0	2	0	0	0	0	69.1	1.3	0.0	
さいたま市	340	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0.6	100.0	0.0	
千葉市	223	85	5	5	0	5	0	0	0	0	38.1	5.9	0.0	
横浜市	950	726	150	115	22	63	0	0	30	35	76.4	20.7	23.3	
川崎市	628	514	70	69	12	13	0	0	44	1	81.8	13.6	1.4	
相模原市	288	288	99	87	35	10	0	0	42	12	100.0	34.4	12.1	
新潟市	288	51	3	2	2	0	0	0	0	1	17.7	5.9	33.3	
静岡市	184	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0.5	100.0	0.0	
浜松市	82	56	7	7	2	1	0	0	4	0	68.3	12.5	0.0	
名古屋市	484	290	210	161	35	72	0	0	54	49	59.9	72.4	23.3	
京都市	846	437	152	101	52	49	0	0	0	51	51.7	34.8	33.6	
大阪市	3,030	2,613	170	85	30	12	0	0	43	85	86.2	6.5	50.0	
堺市	654	607	57	55	35	18	0	0	2	2	92.8	9.4	3.5	
神戸市	777	678	119	102	44	43	0	0	15	17	87.3	17.6	14.3	
岡山市	281	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2.8	0.0	－	
広島市	406	249	24	24	12	12	0	0	0	0	61.3	9.6	0.0	
北九州市	1,035	973	142	129	29	53	0	0	47	13	94.0	14.6	9.2	
福岡市	1,122	343	58	49	23	25	0	0	1	9	30.6	16.9	15.5	
熊本市	440	388	38	37	26	9	0	0	2	1	88.2	9.8	2.6	
旭川市	288	52	7	4	0	3	0	0	1	3	18.1	13.5	42.9	
函館市	414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	0.0	
青森市	98	11	1	1	1	0	0	0	0	0	11.2	9.1	0.0	
八戸市	95	95	12	8	2	4	0	0	2	4	100.0	12.6	0.0	
盛岡市	90	63	1	0	0	0	0	0	0	1	70.0	1.6	0.0	
秋田市	191	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	－	
山形市	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
郡山市	192	21	19	19	4	10	0	0	5	0	10.9	90.5	0.0	
いわき市	159	118	4	4	2	2	0	0	0	0	74.2	3.4	0.0	
福島市	71	71	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	－	
宇都宮市	452	305	23	12	9	3	0	0	0	11	67.5	7.5	47.8	
前橋市	81	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	0.0	－	
高崎市	81	39	3	3	0	0	0	0	3	0	48.1	7.7	0.0	
川越市	77	10	0	0	0	0	0	0	0	0	13.0	0.0	－	
越谷市	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	－	
川口市	149	11	11	3	1	2	0	0	0	8	7.4	100.0	72.7	
船橋市	210	27	0	0	0	0	0	0	0	0	12.9	0.0	－	
柏市	128	128	3	3	1	2	0	0	0	0	100.0	2.3	0.0	
八王子市	476	23	16	12	4	1	0	0	7	4	4.8	69.6	0.0	
横浜賀市	88	88	7	7	2	5	0	0	0	0	100.0	8.0	0.0	
富山市	104	3	1	1	1	0	0	0	0	0	2.9	33.3	0.0	
金沢市	202	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	－	
福井市	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
甲府市	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
長野市	71	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1.4	100.0	100.0	
岐阜市	70	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5.7	0.0	－	
豊橋市	167	73	0	0	0	0	0	0	0	0	43.7	0.0	－	
豊田市	84	84	11	11	3	8	0	0	0	0	100.0	13.1	0.0	
岡崎市	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	－	
大津市	83	32	32	32	12	1	0	0	19	0	38.6	100.0	0.0	
高槻市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	－	
東大阪市	249	86	34	22	12	9	0	0	1	12	34.5	39.5	35.3	
豊中市	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	－	
枚方市	156	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.0	－	
八尾市	53	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7.5	0.0	－	
寝屋川市	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
姫路市	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	－	
西宮市	150	147	53	28	3	2	0	0	23	25	98.0	36.1	47.2	
尼崎市	311	267	88	43	6	29	0	0	8	45	85.9	33.0	51.1	
明石市	162	21	6	4	1	3	0	0	0	2	13.0	28.6	33.3	
奈良市	103	8	8	8	3	0	0	0	5	0	7.8	100.0	0.0	
和歌山市	198	10	0	0	0	0	0	0	0	0	5.1	0.0	－	
鳥取市	37	14	3	2	0	1	1	0	0	1	37.8	21.4	33.3	
松江市	61	35	0	0	0	0	0	0	0	0	57.4	0.0	－	
倉敷市	176	75	16	0	0	0	0	0	0	16	42.6	21.3	100.0	
福山市	92	50	3	3	0	1	0	0	2	0	54.3	6.0	0.0	
呉市	101	101	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	－	
下関市	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
高松市	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	－	
松山市	285	285	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	－	
高知市	392	204	58	46	10	13	0	0	23	12	52.0	28.4	20.7	
久留米市	235	175	35	16	3	6	0	0	7	19	74.5	20.0	54.3	
長崎市	393	153	4	4	4	0	0	0	0	0	38.9	2.6	0.0	
佐世保市	596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	－	－	
大分市	695	218	10	7	0	7	0	0	0	3	31.4	4.6	30.0	
宮崎市	233	81	24	9	7	0	0	0	2	15	34.8	29.6	62.5	
鹿児島市	518	495	11	11	3	6	0	0	2	0	95.6	2.2	0.0	
那覇市	297	146	32	9	7	1	0	0	1	23	49.2	21.9	71.9	
計	54,824	28,396	4,173	2,972	854	1,206	6	20	886	1,201	51.8	14.7	28.8	

資料：保護課調

(4) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について（平成30年度）

	受診状況把握対象者数		事前嘱託医協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数				改善者数割合
	A	うち筋骨格系・結合組織	人数 B	うち筋骨格系・結合組織	人数 C	うち筋骨格系・結合組織	人数 D	うち筋骨格系・結合組織	人数 E=A+B+C-D	うち筋骨格系・結合組織	人数 F	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者		
													人数 G	うち筋骨格系・結合組織	
北海道	111	46	56	27	32	7	12	5	11	7	11	7	7	4	63.6%
青森県	29	19	0	0	14	9	6	4	9	6	8	5	8	5	88.9%
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
宮城県	9	0	1	0	2	0	1	0	5	0	2	0	1	0	20.0%
秋田県	11	2			9	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0.0%
山形県	6	5	5	4	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0.0%
福島県	11	8	0	0	9	7	1	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
茨城県	51	13	8	0	22	9	5	0	16	4	14	4	7	2	43.8%
栃木県	19	4	12	4	0	0	3	0	4	0	4	0	4	0	100.0%
群馬県	33	17	28	14	2	2	0	0	3	1	2	1	1	1	33.3%
埼玉県	271	131	38	13	176	76	18	12	39	30	37	30	22	21	56.4%
千葉県	85	59	37	24	9	7	2	0	37	26	36	26	26	19	70.3%
東京都	1,436	893	397	176	549	402	117	53	373	262	360	260	221	154	59.2%
神奈川県	89	67			64	50	3	0	22	16	21	16	13	10	59.1%
新潟県	8	4	3	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
富山県	3	2	0	0	2	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0.0%
石川県	3	1			2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
福井県	9	6			4	3	1	1	4	2	4	2	3	2	75.0%
山梨県	20	3	1	0	12	1	1	0	6	2	4	0	3	0	50.0%
長野県	10	2	9	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
岐阜県	8	4	4	2	0	0	0	0	4	2	3	2	2	1	50.0%
静岡県	24	10	13	4	0	0	1	0	10	6	10	6	4	2	40.0%
愛知県	97	55	36	21	36	16	1	0	24	16	23	17	16	14	66.7%
三重県	38	31	26	25	2	1	7	4	3	1	3	1	2	1	66.7%
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
京都府	80	58	31	24	25	23	9	3	15	8	15	8	2	1	13.3%
大阪府	429	263	255	128	25	19	9	6	140	105	134	100	97	82	69.3%
兵庫県	53	36	14	11	13	9	1	0	25	16	23	14	14	9	56.0%
奈良県	82	53			72	49	0	0	10	4	10	4	3	2	30.0%
和歌山県	49	27			47	27	0	0	2	0	2	0	0	0	0.0%
鳥取県	5	3			3	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0.0%
島根県	4	3	2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
岡山県	13	5	11	5	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0.0%
広島県	46	32			32	25	3	3	11	4	11	4	8	1	72.7%
山口県	88	58	30	22	48	30	2	1	8	5	8	5	3	1	37.5%
徳島県	57	11	17	0	35	10	0	0	5	1	5	1	2	1	40.0%
香川県	29	12	18	5	5	5	0	0	6	2	6	2	6	2	100.0%
愛媛県	76	29	24	5	20	12	7	2	25	12	25	12	12	8	48.0%
高知県	38	19			14	3	0	0	24	16	24	16	20	15	83.3%
福岡県	427	181	163	83	88	27	9	4	167	67	159	63	122	49	73.1%
佐賀県	63	41	13	3	32	26	7	4	11	8	9	6	6	5	54.5%
長崎県	36	25	24	16	9	8	1	1	2	0	2	0	1	0	50.0%
熊本県	13	4	5	2	7	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0.0%
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
宮崎県	29	6	3	2	20	1	2	1	4	2	3	2	3	2	75.0%
鹿児島県	7	4	0	0	3	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	56	14	4	1	37	4	0	0	15	9	13	9	10	8	66.7%

	受診状況把握対象者数		事前嘱託医協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数				改善者数割合
	A	うち筋骨格系・結合組織	人数B	うち筋骨格系・結合組織	人数C	うち筋骨格系・結合組織	人数D	うち筋骨格系・結合組織	人数E=A-B-C-D	うち筋骨格系・結合組織	人数F	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者		
													人数G	うち筋骨格系・結合組織	
札幌市	263	164			234	148	10	4	19	12	19	12	12	8	63.2%
仙台市	33	21	6	5	7	3	4	1	16	13	16	13	12	11	75.0%
さいたま市	117	107	57	52	13	12	26	23	21	20	21	20	12	11	57.1%
千葉市	61	56			18	16	6	6	37	33	26	24	18	16	48.6%
横浜市	411	262			340	222	8	4	63	36	63	36	42	22	66.7%
川崎市	116	103			72	63	12	12	32	28	30	26	25	22	78.1%
相模原市	57	44			32	23	2	1	23	20	23	20	18	16	78.3%
新潟市	23	23	2	2	1	1	2	2	18	18	18	16	9	9	50.0%
静岡市	38	28	23	16	6	6	2	1	7	4	7	4	4	4	57.1%
浜松市	28	16	15	6	1	1	0	0	12	9	12	9	12	9	100.0%
名古屋市	276	182			200	125	16	8	60	49	53	44	30	27	50.0%
京都市	109	1			98	1	3	0	8	0	8	0	3	0	37.5%
大阪市	1,428	848			855	528	131	28	442	292	368	258	136	108	30.8%
堺市	103	53			56	25	2	0	45	28	45	28	30	15	66.7%
神戸市	394	274			357	242	9	7	28	25	28	25	14	14	50.0%
岡山市	65	16			15	2	49	14	1	0	1	0	0	0	0.0%
広島市	93	21			70	18	10	2	13	1	13	1	6	1	46.2%
北九州市	121	97	0	0	58	45	3	3	60	49	60	49	45	37	75.0%
福岡市	384	251	10	7	264	183	73	45	37	16	37	16	27	10	73.0%
熊本市	50	0			26	0	8	0	16	0	16	0	4	0	25.0%
旭川市	23	18			4	4	8	5	11	9	10	9	5	4	45.5%
函館市	23	0	15	0	4	0	1	0	3	0	2	0			0.0%
青森市	29	15	29	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八戸市	9	0			3	0	0	0	6	0	6	0	5	0	83.3%
盛岡市	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
秋田市	11	5	0	0	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
山形市															0.0%
郡山市	2	1			1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
いわき市	24	17			17	12	1	0	6	5	6	5	4	4	66.7%
福島市	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0.0%
宇都宮市	25	20	25	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
前橋市	9	8	0	0	0	0	2	2	7	6	7	6	5	4	71.4%
高崎市	18	11	18	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
川越市	11	11			11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
越谷市	6	2	0	0	4	2	0	0	2	0	2	0	2	0	100.0%
川口市	19	15			13	10	0	0	6	5	6	5	2	1	33.3%
船橋市	41	22	31	16	6	4	0	0	4	2	4	2	0	0	0.0%
柏市	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	7	0	7	0	77.8%
八王子市	45	38	15	10	0	0	4	3	26	25	26	25	10	10	38.5%
横浜賀市	6	6			5	5	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
富山市	2	0			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
金沢市	11	11			11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
福井市															0.0%
甲府市															0.0%
長野市	19	0	17	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
岐阜市	41	17			4	2	2	1	35	14	35	14	16	10	45.7%
豊橋市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
豊田市	16	5	13	2	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	100.0%
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
大津市	11	7			5	3	1	0	5	4	5	4	1	1	20.0%
高槻市	25	0			10	0	1	0	14	0	14	0	11	0	78.6%
東大阪市	282	191	271	181	6	5	1	1	4	4	4	4	2	2	50.0%
豊中市	27	21			7	2	0	0	20	19	20	19	12	12	60.0%
枚方市	155	108	150	108	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八尾市	134	97	126	92	7	6	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
寝屋川市															0.0%
姫路市	13	7			8	2	0	0	5	5	5	5	3	3	60.0%
西宮市	71	60	15	12	6	5	12	11	38	32	20	17	13	11	34.2%
尼崎市	74	24			50	11	1	0	23	13	23	13	20	12	87.0%
明石市	54	29	40	21	2	1	0	0	12	7	12	7	8	5	66.7%
奈良市	35	35			35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
和歌山市	60	22			4	0	14	3	42	19	16	9	6	4	14.3%
鳥取市	7	3	0	0	6	2	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
松江市	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
倉敷市	39	29	21	15	8	5	0	0	10	9	10	9	7	6	70.0%
福山市	12	2			8	0	0	0	4	2	4	2	4	2	100.0%
呉市	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
下関市	36	23	24	13	7	5	1	1	4	4	4	4	4	4	100.0%
高松市	125	51	105	49	7	1	13	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
松山市	44	35	15	11	27	22	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
高知市	47	18			16	6	16	4	15	8	10	5	1	1	6.7%
久留米市	42	26	28	20	9	5	1	0	4	1	4	1	1	1	25.0%
長崎市	187	131			187	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
佐世保市	24	15			13	4	0	0	11	11	11	11	8	8	72.7%
大分市	45	32	9	4	6	6	12	8	18	14	18	14	4	3	22.2%
宮崎市	49	37			10	6	17	10	22	21	15	13	8	8	36.4%
鹿児島市	352	17	348	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
那覇市	18	15	1	0	10	8	3	3	4	4	4	4	3	3	75.0%
合計	10,604	6,084	2,731	1,327	4,759	2,872	727	323	2,387	1,550	2,184	1,444	1,292	892	54.1%

資料：保護課調

(5) 平成30年度向精神薬の重複処方の改善状況

地方自治体名	①適切な受診であった者 (人)	不適切な受診であった者 (人)			合計
		②被保護者へ指導を 行い、すでに改善し た場合	③被保護者へ指導中 の場合	④保護廃止等により 指導するに至らな かった場合	
北海道	85	67	12	12	176
青森県	1	6	0	0	7
岩手県	0	1	0	0	1
宮城県	1	17	3	3	24
秋田県	5	2	8	0	15
山形県	13	2	1	5	21
福島県	3	0	5	2	10
茨城県	11	19	12	5	47
栃木県	6	12	2	3	23
群馬県	5	5	3	4	17
埼玉県	43	49	13	11	116
千葉県	24	60	4	7	95
東京都	61	231	75	23	390
神奈川県	16	25	2	5	48
新潟県	5	3	0	1	9
富山県	0	0	0	0	0
石川県	3	0	5	0	8
福井県	1	0	0	0	1
山梨県	9	29	8	3	49
長野県	0	1	2	0	3
岐阜県	0	3	1	1	5
静岡県	14	11	1	2	28
愛知県	11	25	7	6	49
三重県	8	10	6	0	24
滋賀県	1	12	4	1	18
京都府	3	16	5	2	26
大阪府	63	109	44	30	246
兵庫県	16	21	2	1	40
奈良県	16	28	20	3	67
和歌山県	4	25	7	3	39
鳥取県	0	1	1	0	2
島根県	0	1	0	0	1
岡山県	2	5	1	0	8
広島県	0	3	3	0	6
山口県	13	11	2	6	32
徳島県	1	17	5	7	30
香川県	11	5	7	1	24
愛媛県	4	8	3	2	17
高知県	9	10	2	4	25
福岡県	18	40	10	9	77
佐賀県	1	4	0	1	6
長崎県	7	3	0	1	11
熊本県	2	7	0	0	9
大分県	8	6	1	6	21
宮崎県	0	3	1	0	4
鹿児島県	1	2	1	0	4
沖縄県	3	15	2	2	22

地方自治体名	①適切な受診であった者 (人)	不適切な受診であった者（人）			合計
		②被保護者へ指導を 行い、すでに改善し た場合	③被保護者へ指導中 の場合	④保護廃止等により 指導するに至らな かった場合	
札幌市	162	203	103	36	504
仙台市	2	13	5	2	22
さいたま市	48	30	10	7	95
千葉市	12	42	3	7	64
横浜市	258	63	14	23	358
川崎市	12	14	0	2	28
相模原市	3	19	1	2	25
新潟市	10	42	7	7	66
静岡市	1	2	1	0	4
浜松市	10	20	0	2	32
名古屋市	40	75	12	6	133
京都市	18	30	28	21	97
大阪市	290	191	222	157	860
堺市	2	60	12	3	77
神戸市	17	197	29	15	258
岡山市	12	44	5	20	81
広島市	0	4	11	1	16
北九州市	36	46	1	5	88
福岡市	3	15	7	14	39
熊本市	3	8	3	3	17
旭川市	17	21	1	2	41
函館市	0	5	0	0	5
青森市	1	0	1	2	4
八戸市	1	1	0	4	6
盛岡市	0	3	0	0	3
秋田市	0	4	1	0	5
山形市					
郡山市	1	1	0	0	2
いわき市	0	1	0	0	1
福島市	2	0	3	1	6
宇都宮市	3	12	13	1	29
前橋市	4	0	0	1	5
高崎市	2	1	1	0	4
川越市	2	4	5	0	11
越谷市	1	1	0	0	2
川口市	2	7	2	0	11
船橋市	5	4	2	2	13
柏市	0	4	4	0	8
八王子市	48	3	8	1	60
横須賀市	3	3	0	1	7
富山市	0	0	1	0	1
金沢市	2	0	0	0	2
福井市					
甲府市					
長野市	5	0	0	0	5
岐阜市	9	10	3	2	24
豊橋市	1	1	0	0	2
豊田市	0	0	0	0	0
岡崎市	3	0	6	0	9
大津市	1	5	0	2	8
高槻市	2	4	2	0	8
東大阪市	10	25	24	12	71
豊中市	0	1	2	5	8
枚方市	0	0	0	0	0
八尾市	2	2	1	1	6
寝屋川市					
姫路市	0	4	1	1	6
西宮市	1	17	9	7	34
尼崎市	36	69	18	14	137
明石市	2	8	0	2	12
奈良市	16	2	27	6	51
和歌山市	35	60	6	15	116
鳥取市	0	0	0	0	0
松江市	1	0	0	0	1
倉敷市	6	18	1	3	28
福山市	0	1	0	0	1
呉市	4	7	1	9	21
下関市	1	0	0	0	1
高松市	0	12	12	17	41
松山市	6	15	3	4	28
高知市	25	17	9	16	67
久留米市	3	8	1	0	12
長崎市	2	15	1	0	18
佐世保市	4	3	0	0	7
大分市	0	5	0	0	5
宮崎市	2	2	1	0	5
鹿児島市	73	35	1	32	141
那覇市	0	10	3	3	16
合 計	1,791	2,479	939	671	5,880

資 料：保 護 課 調

(6) 頻回転院患者の実態把握調査(平成30年度) (※)数値は一部精査中

区 分	(1)		(2)		(3)																	(12) (11) のうち措置状況					(13)	(14)
	いへ書 る九 転者十 院で日 が計 あつて 連統 た。し て入 間院 2し 回て		に事直 な由近 か発の つ生転 たの院 者書に へ面つ a 通い + 略て b が、 + 事転 前院		適療面(2) 切機検の で開封う あにの るお結 とけ果託 さる、医 れ入人等 た院院に 者籍申上 続のる a が医書		(4)		(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)						者01 数の うち 未 措 置 の 思	な意(6) い見の 者調う を主 行治 つ医 てい と					
									者(4) 数の うち 未 措 置 の 思	る調果よ(2) と整、るの さを主言う れ行治面ち たう医核嚙 者必等託託 要との医 が意結等 あ見 c (d+j)								退 院 又 は 移 替 え 等										
	件数	全国シェア	件数	(1)に占める割合													小計 h	居宅 保護	施設 入所 A	他法へ の移替	その他	i	j					
	北海道	130	3.2%	69	53.1%	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
青森県	11	0.3%	8	72.7%	6	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
岩手県	0	0.0%	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
宮城県	9	0.2%	5	55.6%	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
秋田県	9	0.2%	5	55.6%	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
山形県	8	0.2%	4	50.0%	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福島県	2	0.0%	2	100.0%	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
茨城県	22	0.5%	14	63.6%	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
栃木県	13	0.3%	8	61.5%	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
群馬県	18	0.4%	10	55.6%	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
埼玉県	22	0.5%	6	27.3%	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
千葉県	70	1.7%	70	100.0%	35	31	0	4	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
東京都	281	6.8%	236	84.0%	223	0	0	13	11	6	3	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	1	2					
神奈川県	25	0.6%	17	68.0%	11	0	0	6	6	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
新潟県	0	0.0%	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
富山県	3	0.1%	1	33.3%	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
石川県	11	0.3%	3	27.3%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福井県	4	0.1%	4	100.0%	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
山梨県	3	0.1%	1	33.3%	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
長野県	2	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
岐阜県	2	0.0%	2	100.0%	0	0	0	2	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
静岡県	19	0.5%	15	78.9%	14	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
愛知県	14	0.3%	9	64.3%	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
三重県	28	0.7%	21	75.0%	17	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4					
滋賀県	3	0.1%	1	33.3%	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
京都府	22	0.5%	14	63.6%	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0					
大阪府	147	3.6%	91	61.9%	89	0	0	2	2	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0					
兵庫県	41	1.0%	33	80.5%	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
奈良県	5	0.1%	5	100.0%	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
和歌山県	4	0.1%	4	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
鳥取県	4	0.1%	4	100.0%	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
島根県	3	0.1%	3	100.0%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
岡山県	25	0.6%	6	24.0%	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
広島県	9	0.2%	9	100.0%	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
山口県	24	0.6%	36	150.0%	15	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
徳島県	37	0.9%	29	78.4%	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
香川県	16	0.4%	15	93.8%	14	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0					
愛媛県	31	0.8%	20	64.5%	18	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
高知県	37	0.9%	22	59.5%	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福岡県	152	3.7%	84	55.3%	81	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
佐賀県	32	0.8%	27	84.4%	23	0	0	4	4	0	4	0	0	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0					
長崎県	30	0.7%	20	66.7%	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
熊本県	42	1.0%	33	78.6%	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
大分県	63	1.5%	52	82.5%	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
宮崎県	11	0.3%	4	36.4%	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
鹿児島県	51	1.2%	39	76.5%	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
沖縄県	72	1.8%	70	97.2%	68	0	0	2	2	2	5	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0					

資料：保護課調

(7) 介護扶助受給者の状況

	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居宅介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費
		施設入所者 総数	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	人 66,832	人 13,809	人 3,174	人 5,269	人 5,366	人 ・	人 53,023	人 ・	億円 143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	・	66,460	・	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	・	83,285	・	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	・	100,524	・	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	・	118,027	・	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	・	132,218	・	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	・	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220	610
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909	659
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	57,772	707
平成24年度	269,793	41,898	21,442	15,952	4,202	303	164,392	63,503	755
平成25年度	290,174	42,148	22,010	16,014	3,833	291	179,230	68,797	783
平成26年度	310,359	42,142	22,282	15,800	3,661	399	194,038	74,179	807
平成27年度	329,999	42,425	22,714	15,824	3,403	484	209,592	77,983	832
平成28年度	348,064	42,448	23,026	15,715	3,181	526	225,066	80,550	856
平成29年度	366,287	41,971	23,162	15,301	2,885	623	239,821	84,494	884

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

※人員は、各年度の1か月平均のため、各施設の足上げと施設入所者総数は必ずしも合致しない。

(8) 介護扶助受給者数 (65歳以上) の状況 (平成29年7月末現在)

①人数

在宅	在宅 合計	総 数	要介護					要支援		[単位：人]
			5	4	3	2	1	2	1	
訪問・通所等、短期入所	小計	235,628	19,104	29,279	40,112	62,342	61,803	40,743	32,245	
訪問・通所等	累計	273,195	17,958	27,257	37,192	59,248	58,941	40,508	32,091	
訪問介護		640,120	55,835	78,137	101,082	153,904	129,906	74,271	46,985	
訪問入浴介護		181,325	12,526	17,686	24,379	43,111	41,309	24,226	18,088	
福祉用具貸与		3,929	1,808	1,001	517	418	146	34	5	
訪問看護		156,188	14,073	20,487	25,738	39,283	24,825	21,097	10,685	
訪問リハビリテーション		45,082	5,480	6,044	7,037	11,124	9,543	4,047	1,807	
通所介護		5,565	702	904	1,064	1,390	831	518	156	
通所リハビリテーション		125,222	6,776	12,224	18,286	29,263	29,713	16,900	12,060	
居宅療養管理指導		22,555	911	1,991	3,123	5,515	4,850	3,931	2,234	
夜間対応型訪問介護		91,367	12,719	16,620	19,268	21,635	16,478	3,038	1,609	
認知症対応型通所介護		2,288	204	240	256	363	191	23	—	
小規模多機能型居宅介護	累計	5,345	344	579	850	1,256	1,543	457	25	
短期入所		13,810	1,815	2,736	3,587	546	1,543	457	316	
短期入所療養介護		12,198	1,558	2,397	3,191	2,736	2,043	377	133	
短期入所生活介護		1,612	257	339	396	383	1,841	347	128	
単品サービス	小計	30,475	3,204	5,228	7,370	7,309	202	30	5	
特定施設入所者生活介護		7,286	811	1,404	1,396	1,526	6,648	440	276	
認知症対応型共同生活介護		22,724	2,343	3,716	5,867	5,661	1,613	267	269	
地域密着型特定施設入居者生活介護		465	50	108	107	122	4,957	173	7	
特定福祉用具販売		1,221	94	137	158	282	212	205	133	
住宅改修		595	20	45	87	110	117	136	80	
施設	合計	39,815	10,209	12,921	9,497	4,567	2,621	—	—	
指定介護老人福祉施設		22,102	6,424	8,077	5,470	1,509	622	—	—	
(再掲)旧措置		32	9	12	4	7	—	—	—	
(再掲)ユニット型		131	33	47	37	11	3	—	—	
介護老人保健施設		14,250	2,309	3,621	3,599	2,825	1,896	—	—	
介護療養型老人保健施設		176	13	26	26	68	43	—	—	
介護療養型医療施設		2,623	1,303	959	234	91	36	—	—	
地域密着型介護老人福祉施設		664	160	238	168	74	24	—	—	
(再掲)ユニット型		31	7	13	7	3	1	—	—	

②構成比

在宅	在宅 合計	総 数	要介護					要支援		[単位：%]
			5	4	3	2	1	2	1	
訪問・通所等、短期入所	小計	100.0	6.7	10.3	14.0	21.8	21.6	14.3	11.3	
訪問・通所等	累計	95.6	6.3	9.5	13.0	20.7	20.6	14.2	11.2	
訪問介護		224.1	19.5	27.4	35.4	53.9	45.5	26.0	16.4	
訪問入浴介護		63.5	4.4	6.2	8.5	15.1	14.5	8.5	6.3	
福祉用具貸与		1.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	
訪問看護		54.7	4.9	7.2	9.0	13.8	8.7	7.4	3.7	
訪問リハビリテーション		15.8	1.9	2.1	2.5	3.9	3.3	1.4	0.6	
通所介護		1.9	0.2	0.3	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	
通所リハビリテーション		43.8	2.4	4.3	6.4	10.2	10.4	5.9	4.2	
居宅療養管理指導		32.0	4.5	5.8	6.7	7.6	5.8	1.1	0.6	
夜間対応型訪問介護		0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
認知症対応型通所介護		0.8	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	
小規模多機能型居宅介護	累計	1.9	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.1	0.0	
短期入所		4.8	0.6	1.0	1.3	1.1	0.7	0.1	0.0	
短期入所生活介護		0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
短期入所療養介護	小計	10.7	1.1	1.8	2.6	2.6	2.3	0.2	0.1	
単品サービス		2.6	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	0.1	0.1	
特定施設入所者生活介護		8.0	0.8	1.3	2.1	2.0	1.7	0.1	0.0	
認知症対応型共同生活介護		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
地域密着型特定施設入居者生活介護		0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
特定福祉用具販売		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
住宅改修		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施設	合計	100.0	25.6	32.5	23.9	11.5	6.6	—	—	
指定介護老人福祉施設		55.5	16.1	20.3	13.7	3.8	1.6	—	—	
(再掲)旧措置		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	
(再掲)ユニット型		0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	—	—	
介護老人保健施設		35.8	5.8	9.1	9.0	7.1	4.8	—	—	
介護療養型老人保健施設		0.4	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	—	—	
介護療養型医療施設		6.6	3.3	2.4	0.6	0.2	0.1	—	—	
地域密着型介護老人福祉施設		1.7	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	—	—	
(再掲)ユニット型		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	

資料：平成29年(被保護者調査(年次調査) 平成29年7月31日現在)

※構成比の在宅の各項目については、複数計上のため各項目を合計しても100%にならない。

(9) 介護扶助受給者数 (40歳以上65歳未満) の状況 (平成29年7月末現在)

①人数

[単位:人]

在宅	合計	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
訪問・通所等、短期入所 小計	21,286	1,541	2,283	3,097	5,197	4,109	3,309	1,650	
訪問・通所等 累計	20,833	1,495	2,224	2,986	5,197	4,006	3,284	1,641	
訪問介護	48,569	4,425	6,264	8,126	12,888	8,738	5,684	2,444	
訪問入浴介護	9,046	654	1,010	1,397	2,264	2,000	1,069	652	
福祉用具貸与	431	192	102	66	56	8	6	1	
訪問看護	13,847	1,226	1,812	2,368	3,979	2,030	1,859	573	
訪問リハビリテーション	4,917	520	653	780	1,331	838	560	235	
通所介護	1,154	133	225	174	299	149	41	552	
通所リハビリテーション	8,449	517	947	1,348	2,207	1,768	1,110	254	
居宅療養管理指導	3,282	129	252	469	890	678	610	254	
夜間対応型訪問介護	6,978	1,003	1,287	1,389	1,743	1,145	291	120	
認知症対応型通所介護	123	18	25	23	40	17	-	-	
小規模多機能型居宅介護	91	16	13	17	22	15	6	2	
短期入所 累計	251	17	30	44	57	65	24	14	
短期入所生活介護	718	119	173	188	143	71	20	4	
短期入所療養介護	593	93	140	158	119	64	16	3	
単品サービス 小計	1,200	26	33	30	24	7	4	1	
特定施設入所者生活介護	592	136	189	263	289	267	39	17	
認知症対応型共同生活介護	591	75	113	120	131	102	34	17	
地域密着型特定施設入居者生活介護	17	2	3	5	4	3	5	-	
特定福祉用具販売	131	6	16	26	25	28	17	13	
住宅改修	35	3	2	9	6	6	6	3	
施設 合計	1,867	475	525	431	264	172	-	-	
指定介護老人福祉施設	632	209	229	137	37	20	-	-	
(再掲)旧措置型	1	1	-	-	-	-	-	-	
(再掲)ユニット型	6	2	4	-	-	-	-	-	
介護老人保健施設	996	148	223	264	213	148	-	-	
介護療養型老人保健施設	11	-	2	2	7	-	-	-	
介護療養型医療施設	201	110	62	23	4	2	-	-	
地域密着型介護老人福祉施設	27	8	9	5	3	2	-	-	
(再掲)ユニット型	1	-	1	-	-	-	-	-	

②構成比

[単位: %]

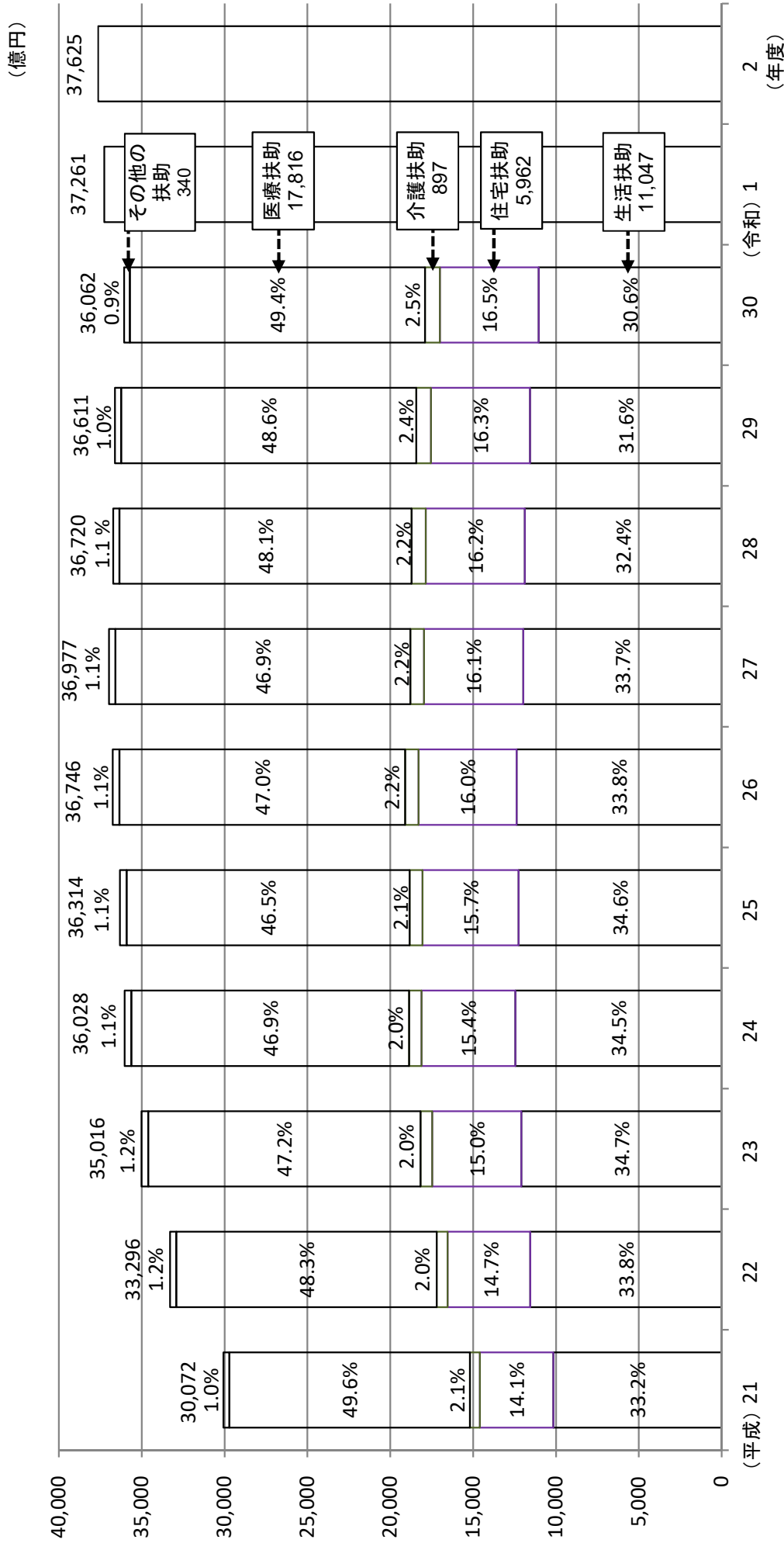
在宅	在宅	合計	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
訪問・通所等、短期入所 小計	100.0	7.2	10.7	14.5	24.9	19.3	15.5	7.8		
訪問・通所等 累計	97.9	7.0	10.4	14.0	24.4	18.8	15.4	7.7		
訪問介護	228.2	20.8	29.4	38.2	60.5	41.1	26.7	11.5		
訪問入浴介護	42.5	3.1	4.7	6.6	10.6	9.4	5.0	3.1		
福祉用具貸与	2.0	0.9	0.5	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0		
福祉用具貸与 累計	65.1	5.8	8.5	11.1	18.7	9.5	8.7	2.7		
訪問看護	23.1	2.4	3.1	3.7	6.3	3.9	2.6	1.1		
訪問リハビリテーション	5.4	0.6	0.6	1.1	1.4	0.8	0.7	0.2		
通所介護	39.7	2.4	4.4	6.3	10.4	8.3	5.2	2.6		
通所リハビリテーション	15.4	0.6	1.2	2.2	4.2	3.2	2.9	1.2		
居宅療養管理指導	32.8	4.7	6.0	6.5	8.2	5.4	1.4	0.6		
夜間対応型訪問介護	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0		
認知症対応型通所介護	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
小規模多機能型居宅介護	1.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1		
短期入所 累計	3.4	0.6	0.8	0.9	0.7	0.3	0.1	0.0		
短期入所生活介護	2.8	0.4	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1	0.0		
短期入所療養介護	0.6	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0		
単品サービス 小計	5.6	0.6	0.9	1.2	1.4	1.3	0.2	0.1		
特定施設入所者生活介護	2.8	0.4	0.5	0.6	0.6	0.5	0.2	0.1		
認知症対応型共同生活介護	2.8	0.3	0.3	0.6	0.7	0.8	0.0	-		
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-		
特定福祉用具販売	0.6	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
住宅改修	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
施設 合計	100.0	25.4	28.1	23.1	14.1	9.2	0.0	0.0		
指定介護老人福祉施設	33.9	11.2	12.3	7.3	2.0	1.1	-	-		
(再掲)旧措置型	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-		
(再掲)ユニット型	0.3	0.1	0.2	-	-	-	-	-		
介護老人保健施設	53.3	7.9	11.9	14.1	11.4	7.9	-	-		
介護療養型老人保健施設	0.6	-	0.1	0.1	0.4	-	-	-		
介護療養型医療施設	10.8	5.9	3.3	1.2	0.2	0.1	-	-		
地域密着型介護老人福祉施設	1.4	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	-	-		
(再掲)ユニット型	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-		

資料：平成29年被保護者調査（年次調査）平成29年7月31日現在

※構成比の在宅の各項目については、複数計上のため各項目を合計しても100%にならない。

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.8兆円(令和2年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成30年度までは実績額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は当初予算額(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4